

令和8年度

(2026)

学 生 便 覧

神戸大学大学院医学系研究科
健康科学領域・専攻

I 学位授与に関する方針等

- 1 神戸大学大学院医学系研究科 ディプロマ・ポリシー —6
- 2 沿革 —10

II 教学規則等

- 1 神戸大学教学規則 —14
- 2 神戸大学共通細則 —41

III 研究科規則等

- 1 神戸大学医学系研究科規則 —44
- 2 神戸大学大学院医学系研究科長期履修規程 —69
- 3 神戸大学大学院医学系研究科科目等履修生規程 —72
- 4 神戸大学大学院医学系研究科研究生規程 —74
- 5 神戸大学大学院医学系研究科外国人特別学生入学選考規程 —77
- 6 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等成績評価基準等に関する内規 —79
- 7 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等に置く各コースの実施要領 —82
- 8 医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域（博士課程前期課程）における修業年限の特例に関する申合せ —89
- 9 医学系研究科健康科学専攻（博士課程後期課程）における修業年限の特例に関する申合せ —90
- 10 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等転入学に関する内規 —91
- 11 神戸大学大学院医学系研究科名谷地区ティーチング・アシスタント(TA)実施要項 —92

IV 国家試験

- 1 大学院 —94

V 学位関係規則等

- 1 神戸大学学位規定 —96
- 2 神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域細則 —104
- 3 神戸大学学位規程医学系研究科健康科学専攻細則 —105
- 4 神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域修士論文審査に関する内規 —107
- 5 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻課程博士論文審査に関する内規 —109
- 6 神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻の研究指導に関する申合せ —110
- 7 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻の研究指導に関する申合せ —112

VI 学生の日常周知事項

1 学生の日常周知事項 —114

2 届出・願出等一覧 —120

VII 奨学金制度 —123

VIII 心身の健康管理 —127

IX 学生教育研究災害傷害保険等 —141

X 学内利用施設、その他学生関係規則 —144

XI 建物配置図等 —155

I 学位授与に関する方針等

1. 神戸大学大学院医学系研究科 ディプロマ・ポリシー

神戸大学大学院医学系研究科は、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、人間性豊かで高い倫理観、探究心及び創造性を有する科学者としての視点を持つ医学系研究者及び高度医療専門職者の養成を目的とする。

この目的を達成するため、以下に示した方針に従い学位を授与する。

<医科学専攻（博士課程）>

学位：博士（医学）

1. 本研究科は、医科学専攻における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - ・医師・医学研究者としての高度な専門知識・技術（専門性）
 - ・旺盛なる探求心と創造性を有する科学者としての視点を持って新しい課題に取り組む能力（創造性）
 - ・豊かな教養と高い倫理観を身につけ、知性、理性及び感性が調和した医師・医学研究者として行動できる能力（人間性）
 - ・多様な価値観を尊重し、異文化への理解と優れたコミュニケーション能力を兼ね備えた医師・医学研究者として国際的に活躍できる能力（国際性）
2. 本研究科は、博士（医学）の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

<先進生命医科学系専攻（博士課程前期課程）>

バイオメディカルサイエンス領域

学位：修士（バイオメディカルサイエンス）

1. 本研究科は、バイオメディカルサイエンス領域における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
 - ・生命の尊さを重んじ、他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力（人間性・国際性）
 - ・将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため、専門知と総合知を結合させ、社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力（専門性・創造性）
 - ・生命科学・医学における旺盛なる探求心と創造性を有する科学者の視点を持ち、バイオメディカルサイエンスの現状を俯瞰的に把握し、その中で解決すべき課題を主体的に設定する能力及びそこに属する学問の基本的な考え方を学び、それらを総合的に関連づけて新しい課題を解決する能力（人間性・創造性・専門性）
 - ・バイオメディカルサイエンス領域の深い学識と論理的思考、高度で卓越した専門的能力（専門性・国際性）
2. 本研究科は、修士（バイオメディカルサイエンス）の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

医療創成工学領域

学位：修士（医工学）

1. 本研究科は、医療創成工学領域における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。

- ・生命の尊さを重んじ、他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力(人間性・国際性)
- ・将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため、専門知と総合知を結合させ、社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力(専門性・創造性)
- ・基本的な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出できる能力(人間性・創造性・専門性)
- ・ニーズを満たすための医療機器の「概念」を創造する能力(人間性・創造性・専門性)
- ・ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力(専門性・創造性)
- ・基礎的なものづくりの能力(専門性・創造性)
- ・生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を発信する能力(人間性・創造性・国際性・専門性)

2. 本研究科は、修士(医工学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

健康科学領域

学位：修士（保健学）

1. 本研究科は、健康科学領域における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。

- ・生命の尊さを重んじ、他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力(人間性・国際性)
- ・将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため、専門知と総合知を結合させ、社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力(専門性・創造性)
- ・自立した医療専門職者として、人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力(人間性)
- ・総合的な思考や判断力で、人々の健康課題の本質を深く理解するとともに、未知の課題に対しても柔軟な視点で捉え、創造的かつ論理的に解決へと導く能力(専門性・創造性)
- ・多様な価値観を尊重し、各々の地域に最も相応しい形で健康科学上の課題解決策を提案・適用することができる専門的能力(国際性・専門性)

2. 本研究科は、修士(保健学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

未来社会医学領域

学位：修士（公衆衛生学）

1. 本研究科は、未来社会医学領域における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。

- ・生命の尊さを重んじ、他者と協働して地域社会や国際社会における保健医療に係る課題に対して主体的に取り組む能力(人間性・国際性)

- ・将来の予測が困難な時代の地域社会・国際社会において自らが未来の保健医療を創るため、専門知と総合知を結合させ、社会実装に向けた社会的構造や技術開発の変革・創造を推進する能力(専門性・創造性)
 - ・エビデンスとニーズに基づき、公衆衛生上の課題を創造的に解決する能力(創造性・専門性・国際性)
 - ・総合的な判断力を持ち、他分野の人々と協働して国内外の公衆衛生上の課題を解決する能力(人間性・国際性)
 - ・地域社会を基盤として新たな医療・保健システムの開発をデザインする能力(専門性・創造性)
2. 本研究科は、修士(公衆衛生学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

<医療創成工学専攻(博士課程後期課程)>

学位：博士(医工学)

1. 本研究科は、医療創成工学専攻における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
- ・医療機器開発に必要な臨床医学知識を有し、医療現場の観察からニーズを抽出し、適切なシーズと結びつける能力(人間性・創造性・専門性)
 - ・ニーズを満たすとともに社会実装できる医療機器の「概念」を創造する能力(人間性・創造性・専門性)
 - ・ものづくりの原理・プロセスを理解し、医療機器の開発初期から製品化に至る過程で生じる課題を解決し、「概念」を要求事項に落とし込み、具現化する能力(専門性・創造性)
 - ・医療機器の開発を主導し、チームをマネジメントできる能力(専門性・創造性)
 - ・生命倫理と人間の尊厳に対する深い理解の下、医療機器の実用化に必要な知識を有し、自らの成果を国際的に発信する能力(人間性・創造性・国際性・専門性)
2. 本研究科は、博士(医工学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

<健康科学専攻(博士課程後期課程)>

学位：博士(保健学)

1. 本研究科は、健康科学専攻における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。
- ・豊かな教養と高い倫理性を身につけ、知性、理性及び感性が調和し、自立した医療専門職者として、人々の健康を守るために指導的役割を遂行できる能力(人間性)
 - ・伝統的な思考や方法を真摯に学ぶとともに、これらの知識を批判的に継承し、受け継いだ思考や方法の中に新たな課題を発見して独自の・創造的に解決できる能力(創造性)
 - ・多様な価値観を尊重し、異文化のより深い理解に努め、優れたコミュニケーション能力を発揮し交流でき、さらに、国際的に普遍的な価値を持つ知識・技術を自ら創造するとともに、各々の地域の状況に最も相応しい形で提案・適用することができる能力(国際性)
 - ・それぞれの職業や学問分野において指導的役割を担えるように、深い学識と高度で卓越した専門的能力を備え、さらに、専門領域を超え、医療保健福祉チームの一員として協働できる能力(専門性)

2. 本研究科は、博士(保健学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

<未来社会医学専攻（博士課程後期課程）>

学位：博士（公衆衛生学）

1. 本研究科は、未来社会医学専攻における学修の目標を、神戸大学の学位授与に関する方針で定められた能力等に加え、以下の能力等を身につけることとする。

- ・保健医療専門職者としての論理的考察力及び客観的判断力を有し、公衆衛生の現場の課題の解決に対して指導的立場でマネジメントし、最前線の現場からも情報発信ができる能力（人間性・専門性）
- ・科学的エビデンス及び社会ニーズに基づき、研究・教育・保健医療を柱とする新しい総合保健医療のあり方を創造し、将来の公衆衛生の指導者に相応しい情報発信ができる能力（人間性・創造性）
- ・地球規模での環境変化に対応するために、国際的な公衆衛生の諸問題に強い関心を抱き、国内外を問わず共同研究及び探究活動を推進し、グローバルな視点で内外の公衆衛生課題の解決に取り組める能力（国際性・専門性）
- ・社会健康医学の高度な専門知識・技術を基盤に、公衆衛生課題に対する卓越した対応、医療資源の配分を含む効果的な健康政策の策定及びヘルス・サービスリサーチの展開ができる能力（専門性・創造性）

2. 本研究科は、博士(公衆衛生学)の学位を授与するための修了の要件を、本専攻に所定の期間在学し、修了に必要な単位を修得して、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 沿革

- 昭和56年10月 国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和56年法律第23号）により，神戸大学に神戸大学医療技術短期大学部併設・国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和56年文部省令第31号）により，看護学科（入学定員80人），理学療法学科（入学定員20人），作業療法学科（入学定員20人）設置
- 昭和57年 4月 看護学科を保健婦助産婦看護婦法第21条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第49号）理学療法学科を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第51号）作業療法学科を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定（昭和56年文部省告示第52号）看護学科，理学療法学科及び作業療法学科の第1回入学式を挙
8月 校舎（北棟・講義棟）竣工
- 昭和58年 4月 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令（昭和58年文部省令第9号）により，衛生技術学科（入学定員40人）設置
衛生技術学科を臨床検査技師，衛生検査技師に関する法律第51条第1号に規定する学校として指定（昭和58年文部省告示第50号）
衛生技術学科の第1回入学式を挙
- 昭和59年 3月 校舎（南棟）・福利厚生施設，体育館，課外活動共用施設及び図書館竣工
11月 屋外リハビリテーション訓練施設竣工
- 昭和60年 3月 看護学科，理学療法学科及び作業療法学科の第1回卒業証書授与式を挙
- 昭和61年 3月 衛生技術学科の第1回卒業証書授与式を挙
- 平成 元年 5月 国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令の規定により主事の名称を部長に改称
- 平成 6年 5月 国立学校設置法施行規則の一部を改正する法律（平成6年法律第32号）により，神戸大学医療技術短期大学部を廃止する。（施行期日平成9年4月1日）
10月 文部省令第41号国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科に関する省令の一部を改正する省令が公布され，神戸大学医学部保健学科に看護学専攻（入学定員80人），検査技術科学専攻（入学定員40人），理学療法学専攻（入学定員20人）作業療法学専攻（入学定員20人）を設置
11月 検査技術科学専攻の科目が臨床検査技師，衛生検査技師等に関する法律施行令第12条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目に指定される。
- 平成 7年 4月 看護学専攻を保健婦助産婦看護婦法第19条第1号，第20条第1号及び第21条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第55，56及び57号）
理学療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第11条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第59号）作業療法学専攻を理学療法士及び作業療法士法第12条第1号に規定する学校として指定（平成7年文部省告示第60号）
第1回入学式を挙
- 平成10年 7月 校舎（E棟・F棟）竣工
- 平成11年 4月 大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）設置
- 平成13年 4月 〃 （博士課程）設置〔博士課程前期課程（修士課程），博士課程後期課程（博士課程）となる〕
- 平成16年 4月 国立大学法人法の施行に伴い，設置者が「国」から「国立大学法人神戸大学」となる
- 平成20年 4月 大学院保健学研究科保健学専攻設置〔博士課程前期課程（修士課程），博士課程後期

課程（博士課程）からなる]

平成28年 4月 大学院保健学研究科保健学専攻博士課程前期課程に保健師コース及び助産師コースを設置。

令和 8年 4月 大学院医学研究科と大学院保健学研究科を統合，大学院医学系研究科設置〔博士課程，博士課程前期課程（修士課程），博士課程後期課程（博士課程）からなる〕

II 教学規則等

1 神戸大学教学規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)
最終改正 令和 8 年 3 月 31 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 学部
 - 第 1 節 入学(第 10 条－第 21 条)
 - 第 2 節 修業年限, 教育課程, 課程の履修等(第 22 条－第 39 条)
 - 第 3 節 留学及び休学(第 40 条－第 44 条)
 - 第 4 節 退学及び除籍(第 45 条－第 47 条)
 - 第 5 節 卒業要件及び学士の学位(第 48 条・第 49 条)
 - 第 6 節 授業料(第 50 条－第 54 条)
 - 第 7 節 賞罰(第 55 条・第 55 条の 2)
 - 第 3 章 大学院
 - 第 1 節 入学(第 56 条－第 62 条)
 - 第 2 節 修業年限, 教育方法, 修了要件等(第 63 条－第 71 条)
 - 第 3 節 準用規定(第 72 条－第 77 条)
 - 第 4 章 学位プログラム(第 77 条の 2)
 - 第 5 章 特別聴講学生, 特別研究学生, 科目等履修生, 聴講生, 研究生, 専攻生及び外国人特別学生
(第 78 条－第 83 条)
 - 第 6 章 特別の課程(第 83 条の 2)
 - 第 7 章 授業料, 入学科及び検定料の額(第 84 条・第 84 条の 2)
 - 第 8 章 教育職員免許状(第 85 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は, 国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「学則」という。)第 29 条の規定に基づき, 学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育憲章)

第 2 条 本学の教育は, 神戸大学教育憲章(平成 14 年 5 月 16 日制定)に則り, 行うものとする。

(学部)

第 3 条 本学の学部に置く学科は, 次のとおりとする。

文学部 人文学科

国際人間科学部 グローバル文化学科, 発達コミュニティ学科, 環境共生学科, 子ども教育学科

法学部 法律学科

経済学部 経済学科

経営学部 経営学科

理学部 数学科, 物理学科, 化学科, 生物学科, 惑星学科

医学部 医学科, 医療創成工学科, 保健学科

工学部 建築学科, 市民工学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 応用化学科, システム情報学部
システム情報学科

農学部 食料環境システム学科, 資源生命科学科, 生命機能科学科

海洋政策科学部 海洋政策科学科

(大学院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻, 社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻, グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学研究科	人間発達専攻, 人間環境学専攻	博士課程
法学研究科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位課程
理学研究科	数学専攻, 物理学専攻, 化学専攻, 生物学専攻, 惑星学専攻	博士課程
医学系研究科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程
工学研究科	建築学専攻, 市民工学専攻, 電気電子工学専攻, 機械工学専攻, 応用化学専攻	博士課程
システム情報学研究科	システム情報学専攻	博士課程
農学研究科	食料共生システム学専攻, 資源生命科学専攻, 生命機能科学専攻	博士課程
海事科学研究科	海事科学専攻	博士課程
国際協力研究科	国際開発政策専攻, 国際協力政策専攻, 地域協力政策専攻	博士課程
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博士課程

- 2 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程(以下「後期課程」という。)に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし、法学研究科の専門職学位課程は、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に規定する法科大学院とする。

(乗船実習科)

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは、神戸大学乗船実習科規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(収容定員)

第6条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期・クォーター)

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間(以下「クォーター」という。)を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第9条 定期の休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、学長が定める。

3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。

4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

第2章 学部

第1節 入学

(入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者(第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号。以下「旧規程」という。)による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (8) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則(令和 4 年文部科学省令第 18 号)による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
(早期入学)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に 2 年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に 2 年以上在学した者
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程に引き続く学校教育の課程に 2 年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設(高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定したものを含む。)の当該課程に 2 年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。)第 150 条第 3 号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において 2 年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者(平成 13 年文部科学省告示第 167 号)
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第 4 条に定める試験科目の全部(試験の免除を受けた試験科目を除く。)について合格点を得た者(旧規程第 4 条に規定する受検科目の全部(旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。)について合格点を得た者を含む。)で、17 歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学期)

第 12 条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(編入学)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第 10 条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

- 2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- 3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
 - (2) 短期大学を卒業した者
 - (3) 高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
 - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
 - (6) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)
- 4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用化学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (1) 高等専門学校を卒業した者
 - (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者
- 第13条の2 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (転入学)
- 第14条 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (再入学)
- 第15条 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- (入学志願)
- 第16条 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。
- 2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入学共通テストにおいて受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

第 16 条の 2 入学者の選抜は、学則第 27 条の 2 第 3 号の規定により定める方針に基づき、公正かつ適切な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第 17 条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

第 18 条 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の全部又は一部を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

第 19 条 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第 1 項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者(次項により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第 1 項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して 14 日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号。以下「修学支援法」という。)第 12 条第 1 項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して 14 日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

第 20 条 前条第 1 項又は前条第 2 項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

- 2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。
- 3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣誓)

第21条 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等

(修業年限)

第22条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者(施行規則第149条に規定する者を含む。)が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

- 2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。
- 3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。
- 4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

第23条 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生(以下「特別の課程履修生」という。)として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合においては、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第24条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

- 2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生(以下「長期履修学生」という。)の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

第25条 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第26条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目(専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。)

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

- 2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

第27条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

第28条 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則、神戸大学全学共通授業科目履修規則(平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。)で定める。

- 2 第26条第2項の規定により開設される授業科目(以下「日本語等授業科目」という。)及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則(平成16年4月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

- 2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

- 2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。
(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医学科学専攻の博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5年9月26日制定)で定める。
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。
(休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い)

第34条の2 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

第37条 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

第38条 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

第39条 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

第3節 留学及び休学

(留学)

第40条 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

第41条 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

第41条の2 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

第42条 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

第43条 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

第44条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

第4節 退学及び除籍

(退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

(疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

(入学金等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第12条第1項の規定により入学金又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学金又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

第5節 卒業要件及び学士の学位

(卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位(医学部医学科にあつては、188単位。以下同じ。)以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位(医学部医学科にあつては、128単位)以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

(学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

第6節 授業料

(授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期(4月から9月まで)	4月1日から4月30日まで
後期(10月から3月まで)	10月1日から10月31日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
- (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

第51条 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

第 52 条 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

第 53 条 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月(休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

第 54 条 第 50 条に定める期中中途において、第 45 条の規定により退学し、第 55 条の 2 第 1 項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第 47 条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

第 7 節 賞罰

(表彰)

第 55 条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することがある。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程(平成 17 年 2 月 17 日制定)で定める。

(懲戒)

第 55 条の 2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者がいるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学 3 か月以上にわたるときは、その期間は、第 22 条の修業年限に算入しない。

4 前 3 項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)で定める。

第 3 章 大学院

第 1 節 入学

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第 56 条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された

国際連合大学（次号及び第 74 条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第 118 号)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
(医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第 59 条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が 6 年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 5 年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和 30 年文部省告示第 39 号)
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの
(医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学)

第 60 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学, 歯学, 薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者

(4) 我が国において, 外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は, 医学, 歯学, 薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって, 文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は, 関係の研究科規則で定める。

(進学)

第61条 本学大学院の修士課程, 前期課程又は専門職学位課程を修了し, 引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については, 当該研究科の定めるところにより, 選考の上, 進学を許可する。

(入学者選抜)

第62条 大学院の入学者の選抜は, 学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき, 公正かつ妥当な方法により, 適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は, 各研究科において別に定める。

第2節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は, 2年とする。

2 前項の規定にかかわらず, 修士課程においては, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって, 教育研究上の必要があり, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは, 各研究科の定めるところにより, 専攻又は学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース)1年

4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程2年, 後期課程3年の5年とする。

5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は, 4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 教育研究上の必要があると認められるときは, 研究科の定めるところにより, 学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は, 3年とする。

(教育課程)

第 63 条の 2 大学院(専門職大学院を除く。)は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は、学則第 27 条の 2 第 1 号及び第 2 号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
(教育方法等)

第 64 条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目、その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については、当該研究科規則で定める。

(他大学大学院等の研究指導)

第 65 条 教育上有益と認めるときは、他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1 年を超えないものとする。

2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

(研究指導のための留学)

第 66 条 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第 63 条の標準修業年限に算入する。

(修士課程及び前期課程の修了要件)

第 67 条 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に 2 年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1 年履修コース)にあっては、1 年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第 56 条又は第 57 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第 68 条 博士課程(医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者)にあっては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 156 条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期 3 年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に 3 年(専門職大学院設置基準第 18 条第 1 項の法科大学院の課程を修了した者)にあっては、2 年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に 1 年(標準修業年限が 1 年以上 2 年未満の専門職学位課程を修了した者)にあっては、3 年から当該 1 年以上 2 年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

4 第 75 条において読み替えて準用する第 36 条(第 2 項を除く。)の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位(第 59 条又は第 60 条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(専門職学位課程の修了要件)

第 69 条 専門職学位課程(法科大学院を除く。以下この条において同じ。)の修了要件は、当該課程に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分)にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第 75 条の規定により認定された入学前の既修得単位(法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第 3 項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて 1 年を超えない範囲で研究科が認め

る期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

(学位論文及び最終試験)

- 6 認定連携法曹基礎課程(本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。)を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

第70条 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与)

第71条 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

第3節 準用規定

(準用規定)

第72条 第12条(入学期)、第14条(転入学)、第15条(再入学)、第16条(入学志願)、第17条(入学手続)、第18条(入学料の免除)(第2項を除く。)、第19条(入学料の徴収猶予等)、第20条(死亡等による入学料の免除)、第21条(宣誓)、第22条(修業年限)(第1項、第2項及び第3項を除く。)、第24条(在学年限)、第27条(授業の方法)、第31条(単位の授与)、第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。)、第33条(他学部の授業科目の履修)、第38条(転学部)、第39条(転学科)、第45条(退学)、第46条(疾病等による除籍)、第47条(入学料等未納による除籍)、第50条から第54条まで(授業料)、第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は、大学院に準用する。ただし、第24条を準用する場合において、医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては、標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

(履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては、第29条第1項を準用する。この場合において、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「各研究科」と、「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

- 2 専門職大学院の成績評価基準に関しては、第30条を準用する。この場合において、「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては、第34条を準用する。この場合において、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数

に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「及び外国の」とあるのは「外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と、同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては、第34条の2を準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と、同条第3項中「60単位」とあるのは、「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については、第35条を準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

第75条 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、「科目等履修生又は特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と、同条第3項中「第34条第3項及び第4項、第34

条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、また、第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。))にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて15単位、法科大学院学生にあつては第74条及び第74条の2の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位)」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

(留学)

第76条 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

(休学)

第77条 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

第4章 学位プログラム

(学位プログラム)

第77条の2 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導体制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生、専攻生及び外国人特別学生

(特別聴講学生)

第78条 他の大学、短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)又は高等専門学校との協定に基づき、当該大学(大学院を含む。)、短期大学又は高等専門学校の学生で、本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、協定に定めるもののほか、関係の学部規則、研究科規則等で定める。

(特別研究学生)

第79条 他大学(外国の大学を含む。)の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で、本学において研究指導を受けようとする者があるときは、特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については、協定に定めるもののほか、関係の研究科規則で定める。

(科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

3 科目等履修生については、関係の学部規則及び研究科規則で定める。

(聴講生、研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは、聴講生として許可することがある。

- 2 特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として許可することがある。
- 3 本学学部卒業生で、特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは、専攻生として許可することがある。
- 4 聴講生、研究生及び専攻生については、それぞれ関係の学部規則、研究科規則及び専攻生規則で定める。

(授業料の納期)

第 82 条 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生の授業料については、それぞれの在学予定期間に応じ、3 か月分又は 6 か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし、在学予定期間が 3 か月未満又は 6 か月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

(外国人特別学生)

第 83 条 外国人で、第 10 条、第 56 条、第 58 条又は第 59 条の規定によらないで、外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは、教授会の議を経て許可する。

- 2 前項の学生で、学部又は大学院の課程を修了した者には、第 49 条又は第 71 条に定める学位を授与する。

第 6 章 特別の課程

第 83 条の 2 本学の学生以外の者を対象として、法第 105 条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

第 7 章 授業料、入学料及び検定料の額

(授業料、入学料及び検定料の額)

第 84 条 本学の授業料、入学料及び検定料(以下「授業料等」という。)の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成 16 年 4 月 1 日制定)に定められた額とする。

(授業料等の不徴収)

第 84 条の 2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、第 78 条第 1 項又は第 79 条第 1 項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 22 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき本学に派遣された教育職員(以下「現職教育職員」という。)の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第 33 条の 2 第 2 項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第 82 条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

第8章 教育職員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和8年3月31日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。
- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1(附則第3項関係)

年度	区分		入学定員	総定員
令和8年度	医学部	医学科	113	699
		計	288	1,369
	全学部合計		2,574	10,727
令和9年度	医学部	医学科	100	687
		計	275	1,377
	全学部合計		2,561	10,758
令和10年度	医学部	医学科	100	675
		計	275	1,385
	全学部合計		2,561	10,789
令和11年度	医学部	医学科	100	663
		計	275	1,373
	全学部合計		2,561	10,777
令和12年度	医学部	医学科	100	651
		計	275	1,361
	全学部合計		2,561	10,765
令和13年度	医学部	医学科	100	638
		計	275	1,348
	全学部合計		2,561	10,752

附則別表第2(附則第4項関係)

年度	区分		総定員			
			修士課程	博士課程		
				前期	後期	
専攻別	専攻別	専攻別	専攻別			
令和8年度	医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25			
		医科学専攻				340
		医療創成工学専攻		15	16	
		研究科計	25	15	16	340
	医学系研究科	医科学専攻				120
		先進生命医科学系専攻		119		
		医療創成工学専攻			8	
		健康科学専攻			17	
		未来社会医学専攻			5	
		研究科計		119	30	120
	保健学研究科	保健学専攻		79	50	
	農学研究科	食料共生システム学専攻		54		
		資源生命科学専攻		88		
		生命機能科学専攻		110		
研究科計			252			
課程別全合計		25	2,619	906	460	
令和9年度	医学研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			8	
		研究科計			8	240
	医学系研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			16	
		健康科学専攻			34	
		未来社会医学専攻			10	
		研究科計			60	240
	保健学研究科	保健学専攻			25	
	課程別全合計			903	480	
令和10年度	医学研究科	医科学専攻				120
		研究科計				120
	医学系研究科	医科学専攻				360
		研究科計				360
	課程別全合計				480	

別表

収容定員

1 学部

区分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文学部	人文学科	100	100					400	400	
国際人間科学部	グローバル文化学科	140	370					560	1,490	
	発達コミュニティ学科	100				2	2	404		
	環境共生学科	80				3	3	326		
	子ども教育学科	50						200		
法学部	法律学科	180	180			20	20	760	760	
経済学部	経済学科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経営学部	経営学科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理学部	数学科	28	153			学科 共通	25	112	662	
	物理学科	35						140		
	化学科	30						120		
	生物学科	25			25			100		
	惑星学科	35						140		
医学部	医学科	100	275	5	5			625	1,335	
	医療創成工学科	25				5	5	110		
	保健学科	看護学専攻		70						600
		検査技術科学専攻		40						
		理学療法学専攻		20						
		作業療法学専攻		20						
工学部	建築学科	90	443				3	3	366	1,806
	市民工学科	60					3	3	246	
	電気電子工学科	90					4	4	368	
	機械工学科	100					4	4	408	
	応用化学科	103					3	3	418	
システム情報学部	システム情報学科	150	150				3	3	606	606
農学部	食料環境システム学科	36	160			学科 共通	10	144	660	
	資源生命科学科	55						220		
	生命機能科学科	69			10			276		
海洋政策科学部	海洋政策科学科	200	200			10	10	820	820	
合計			2,561		5		135		10,739	

2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期			後期							前期			後期				
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻			17	44	8	20							34	88	24	60				
	社会動態専攻			27		12								54		36					
国際文化学研究科	文化関連専攻			18	47	6	15							36	94	18	45				
	グローバル文化専攻			29		9								58		27					
人間発達環境学研究科	人間発達専攻			51	91	11	17							102	178	33	51				
	(1年履修コース)			4										4							
	人間環境学専攻			36		6								72		18					
法学研究科	法学政治学専攻			37	37	18	18							74	74	54	54				
	実務法律専攻									80	80							240	240		
経済学研究科	経済学専攻			83	83	20	20							166	166	60	60				
経営学研究科	経営学専攻			51	51	32	32							102	102	96	96				
	現代経営学専攻									69	69							138	138		
理学研究科	数学専攻			22	122	4	27							44	244	12	81				
	物理学専攻			24		5								48		15					
	化学専攻			28		6								56		18					
	生物学専攻			24		6								48		18					
	惑星学専攻			24		6								48		18					

医学系研究科	医科学専攻				120	120					480	480							
	先進生命医科学系専攻		119	119					238	238									
	医療創成工学専攻				8	8					24	24							
	健康科学専攻				17	17					51	51							
	未来社会医学専攻				5	5					15	15							
工学研究科	建築学専攻		64	316	8	42				128	632	24	126						
	市民工学専攻		42		6					84		18							
	電気電子工学専攻		64		8					128		24							
	機械工学専攻		76		10					152		30							
	応用化学専攻		70		10					140		30							
システム情報学研究科	システム情報学専攻		95	95	12	12				190	190	24	24						
農学研究科	食料共生システム学専攻		28	132	5	23				56	264	15	69						
	資源生命科学専攻		46		8					92		24							
	生命機能科学専攻		58		10					116		30							
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11				150	150	33	33						
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26	70	8	23				52	140	24	69						
	国際協力政策専攻		22		7					44		21							
	地域協力政策専攻		22		8					44		24							
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション専攻		40	40	10	10				80	80	30	30						
合計			25	1,330		300		120		149		50	2,656		900		480		378

2 神戸大学共通細則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

最終改正 令和 7 年 11 月 27 日

(入学志願)

第 1 条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入学願書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写真

その他の書類

(合否の判定)

第 2 条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して行う。

(宣誓)

第 3 条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

(成績)

第 4 条 授業科目の成績は、100 点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90 点以上)

優 (80 点以上 90 点未満)

良 (70 点以上 80 点未満)

可 (60 点以上 70 点未満)

不可 (60 点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

(学生証)

第 5 条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所(保護者等の住所等を含む。)を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び合否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。

ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和7年11月27日)

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(別紙様式1号～別紙様式9号については掲載略)

Ⅲ 研究科規則等

1. 神戸大学大学院医学系研究科規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則(平成16年4月1日制定)及び神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定、以下「教学規則」という。)に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究科における教育研究上の目的)

第2条 研究科は、人間性豊かで高い倫理観、探究心及び創造性を有する科学者としての視点を持つ医学系研究者及び高度医療専門職者の養成を目的とする。

(専攻及び課程等)

第3条 研究科に置く専攻及びその課程は、次のとおりとする。

専攻名	課程の別
医科学専攻	博士課程
先進生命医科学系専攻	博士課程前期課程
医療創成工学専攻	博士課程後期課程
健康科学専攻	
未来社会医学専攻	

2 医科学専攻は、これを4年の博士課程(以下「博士課程」という。)とする。

3 先進生命医科学系専攻は、これを前期2年の博士課程(以下「前期課程」という。)とする。

4 医療創成工学専攻、健康科学専攻及び未来社会医学専攻は、これを後期3年の博士課程(以下「後期課程」という。)とする。

5 先進生命医科学系専攻に、次の領域を置く。

領域名
バイオメディカルサイエンス領域
医療創成工学領域
健康科学領域
未来社会医学領域

(講座、履修コース及び履修プログラム)

第4条 医科学専攻、医療創成工学専攻、健康科学専攻及び未来社会医学専攻に、次の講座を置く。

専攻名	講座名
医科学専攻	生理学・細胞生物学
	生化学・分子生物学
	病理学
	微生物感染症学
	地域社会医学
	内科学
	内科系
	外科学
外科系	
医療創成工学専攻	医療機器学

健康科学専攻	看護学
	病態解析学
	リハビリテーション科学
未来社会医学専攻	国際・環境保健学
	医療健康政策学
	社会行動科学
	疫学・公衆衛生学
	AI・デジタルヘルス科学
	臨床研究開発科学

2 医科学専攻，先進生命医科学系専攻及び健康科学専攻に，次の履修コース及び履修プログラムを置く。

専攻名等		履修コース名及び履修プログラム名
医科学専攻		研究者育成コース
		シグナル伝達基礎臨床融合コース
		臨床研究エキスパート育成コース
		医学研究国際コース
		がんプロフェッショナル養成コース
		デジタル医工創成学コース
		連携大学院臨床研究医養成コース
		早期研究スタートプログラム(一般コース・基礎医学研究医養成特別コース)
先進生命医科学系専攻	バイオメディカルサイエンス領域	本科コース
		次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース
		次世代がんリハビリテーションのための人材養成コース
	健康科学領域	保健師コース
		助産師コース
		CNS(Certified Nurse Specialist)コース
		デジタル医工創成学コース
		がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健コース)
		地域共生社会の牽引人材を育成する重層支援Dxコース
健康科学専攻	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース	

(専攻における教育研究上の目的)

第5条 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は，次のとおりとする。

(1) 医科学専攻

医学・生命科学領域における高度で先端的・学際的研究を推進するとともに，将来，医学・生命科学を担う優れた医学研究者並びにリサーチマインド及び高度な臨床技能を兼ね備えた臨床医（高度職業人）の養成を目的とする。

(2) 先進生命医科学系専攻

生命の尊さを重んじ、幅広い知識を有し、専門知と総合知をともに活用した課題解決能力を身につけ、保健医療にかかる様々な課題について創造的解決をなし得る人材の養成を目的とする。

(3) 医療創成工学専攻

社会へ貢献することに強い意欲を持ち、革新的医療機器等の開発を主導し得る人材の養成を目的とする。

(4) 健康科学専攻

健康科学に関する高度な分析能力、問題解決能力、研究能力を有し、創造的・開発的研究を通して、研究・教育・地域医療の中で独創的な課題解決を實踐できる自立した人材の養成を目的とする。

(5) 未来社会医学専攻

社会医学・健康科学的視点から、最前線で公衆衛生課題の解決を支え、グローバルな視点でヘルス・サービスリサーチに貢献し、政策形成能力を備えた人材の養成を目的とする。

(研究科長)

第6条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長若干人を置く。

2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。

3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第8条 専攻に、専攻長を置く。

2 専攻長は、専攻に関する事項を総括する。

3 専攻長に関し必要な事項は、別に定める。

(領域長)

第9条 領域に、領域長を置く。

2 領域長は、領域に関する事項を総括する。

3 領域長に関し必要な事項は、別に定める。

(博士課程の入学資格)

第10条 博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
(博士課程への早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められるものを、教授会の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
(前期課程の入学資格)

第12条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)又は専攻科(当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程(学校教育法第125条の2第1項に規定する特定専門課程をいう。)における教育との連続性に配慮した教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
(前期課程への早期入学)

第13条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者を、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることがある。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(後期課程の入学資格)

第14条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(進学)

第15条 神戸大学(以下「本学」という。)の大学院の修士課程、博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き研究科の博士課程又は後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

(選考方法)

第16条 入学志願者に対する選考は、学力試験、面接等により行う。

(転入学)

第17条 他の大学の大学院に在学している者が、研究科に転入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転専攻)

第18条 学生は、所属する専攻の専攻長及び転専攻を志望する専攻の専攻長が認めた場合に限り、転専攻を願い出ることができる。

2 前項の規定により転専攻の願い出があった場合には、教授会の議を経て、許可することができる。

3 転専攻の時期等については、別に定める。

(再入学)

第19条 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第20条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

(教育方法の特例)

第21条 教育上特別の必要があると認めるときは、教授会の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う。

(授業科目及び単位数)

第22条 研究科の授業科目及び単位数は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

(単位の基準)

第23条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第24条 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科に配置された本学の専任の教授及び特命教授で研究科を担当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科に配置された専任の准教授、特命准教授、講師又は助教若しくは客員教授又は客員准教授で研究科を担当する者をもって充てることができる。

(博士課程の履修要件)

第25条 博士課程の学生は、別表第1及び別表第2により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(前期課程の履修要件)

第26条 前期課程の学生は、別表第3により、指導教員の指導を受けて、30単位以上を修得しなければならない。

(後期課程の履修要件)

第27条 後期課程の学生は、別表第4により、指導教員の指導を受けて、医療創成工学専攻にあつては10単位を、健康科学専攻及び未来社会医学専攻にあつては12単位以上を修得しなければならない。

(授業科目の履修)

第28条 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の指導を受けて、指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の指導の下に、研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。

3 後期課程に在籍する学生は、前期課程の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得た上、研究科長の許可を受けなければならない。

4 第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位(学部の授業科目の単位を除く。)は、教授会の議を経て、第25条から前条までに規定する単位として認めることができる。

5 各履修コース及び履修プログラムに係る修了要件は、別表第2から別表第4までのとおりとする。

(他大学大学院の授業科目の履修)

第29条 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかず外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、博士課程又は前期課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、研究科において修得したものとみなし、第25条から第27条までに規定する単位として認めることができる。

(休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第30条 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかず外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて博士課程又は前期課程にあつては15単位を限度として、後期課程にあつては4単位を限度として、第25条から第27条までに規定する単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第31条 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、博士課程又は前期課程にあっては15単位(ただし、第29条第3項並びに前条第1項及び第2項の規定により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位)を限度として、後期課程にあっては4単位を限度として、第25条から第27条までに規定する単位数に算入することができる。

(他研究科、他大学大学院等の研究指導)

第32条 学生は、教授会の議を経て、本学の他の研究科又は研究科と協定している他大学の大学院若しくは研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生については、1年を超えないものとする。

(留学)

第33条 学生は、第29条又は前条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

(休学)

第34条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する休学期間の延長は、博士課程にあっては2年を超えることはできない。

3 休学期間は、通算して博士課程にあっては4年、前期課程にあっては2年、後期課程にあっては3年を超えることはできない。

4 休学期間は、在学年数に算入しない。

(単位の授与)

第35条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文審査及び最終試験)

第36条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)及び次の表に掲げる細則の定めるところによる。

専攻名等		細則
医科学専攻		神戸大学学位規程医学系研究科医科学専攻細則(令和 年 月 日制定)
先進生命医科学系専攻	バイオメディカルサイエンス領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻バイオメディカルサイエンス領域細則(令和 年 月 日制定)
	医療創成工学領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻医療創成工学領域細則(令和 年 月 日制定)
	健康科学領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻健康科学領域細則(令和 年 月 日制定)
	未来社会医学領域	神戸大学学位規程先進生命医科学系専攻未来社会医学領域細則(令和 年 月 日制定)
医療創成工学専攻		神戸大学学位規程医学系研究科医療創成工学専攻細則(令和 年 月 日制定)
健康科学専攻		神戸大学学位規程医学系研究科健康科学専攻細則(令和 年 月 日制定)
未来社会医学専攻		神戸大学学位規程未来社会医学専攻細則(令和 年 月 日制定)

(成績評価基準)

第37条 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(博士課程の修了要件)

第38条 博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、第25条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 第31条の規定により研究科の博士課程に入学する前に修得した単位(第10条又は第11条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

(前期課程の修了要件)

第39条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、第26条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたものと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、適当と認めるときは、教授会の議を経て、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第31条の規定により本学に入学する前に修得した単位(第12条又は第13条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限り。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(後期課程の修了要件)

第40条 後期課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、第27条に規定する単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(課程修了の認定)

第41条 前3条の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第42条 前期課程及び後期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第43条 所定の課程を修了した者には、その課程に応じ修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記するものとする。

博士課程 医学

前期課程 バイオメディカルサイエンス、医工学、保健学、公衆衛生学

後期課程 医工学、保健学、公衆衛生学

(特別聴講学生)

第44条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生を受入れの時期は、その履修をしようとする授業科目が開講される学期の初めとし、聴講期間は、当該授業科目の開講期間とする。

(特別研究学生)

第45条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は1年以内とする。ただし、必要と認めるときは、教授会の議を経て、期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第46条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第47条 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、指導教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関する事項は、別に定める。

(雑則)

第48条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1及び別表第2については掲載略)

(別表第3及び別表第4については別紙のとおり)

別表第3 前期課程の授業科目及び単位数（第22条，第26条関係）

(イ) 総合知科目

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
総合知科目	先進生命医科学概論	1	必修	次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース及び次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コースを除く。
	総合知概論	1	必修	次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース及び次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コースを除く。
	学びのデザイン	2	必修	次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース及び次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コースを除く。

(ロ) バイオメディカルサイエンス領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
バイオメディカルサイエンス領域専門科目	バイオメディカルサイエンス基盤科目	生命科学特論	2	バイオメディカルサイエンス領域修了要件のとおり。	
		疾患学特論	2		
		社会医学・生命倫理・安全	2		
		薬物治療・創薬学特論	2		
		微生物感染症・免疫学特論	2		
	がんプログラム科目	腫瘍学Ⅰ 基盤講義 (医療現場・学際領域)	2		
		腫瘍学Ⅱ 横断講義 (予防・研究開発)	2		
		放射線治療計画基本演習	3		
		リハビリテーション医学	2		
		がんリハビリテーション学	2		
		がんリハビリテーション演習	4		
		基礎解剖学	2		
		原子核物理学	2		
		放射線物理学	2		
		統計学	1		
		保健物理学	2		
		放射線診断物理学	2		
		放射線治療物理学	2		
		放射線計測学	2		
		情報処理学	1		
		医療情報学	1		
		放射線診断学	1		
		放射線生物学	2		
		放射線関連法規及び報告	1		
		核医学物理学	1		
		核医学	1		
		放射線腫瘍学	2		
		医療・画像情報学演習	1		
		核医学物理学演習	1		
		放射線診断物理学演習	1		
		保健物理学演習	1		
		放射線計測学演習	1		
科学英語	1				
放射線治療計画臨床研究	3				

(ハ) 医療創成工学領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
医療創成工学領域専門科目	イノベーション科目	医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	
		医療機器コンセプト創造演習	1	必修	
		医療機器社会実装学特論	1	必修	
	オペレーション科目	医療機器レギュラトリーサイエンス学特論	1	必修	
		医療機器ビジネス学特論	1	必修	
		医療機器品質マネジメント学特論	1	必修	
	実践創造実習	ニーズ探索臨床現場実習	2	必修	
		医療機器コンセプト創造実習	2	必修	
	工学系科目	医療機器・システム設計概論	1	必修	
		医療機器・システム設計演習	1	必修	
	専門科目	インターンシップ	1	選択必修	
		医用材料工学	1	選択必修	
		医用有機化学	1	選択必修	
		医用センシング	1	選択必修	
		計測技術概論	1	選択必修	
		プログラミング演習	1	選択必修	
AI・深層学習		1	選択必修		
データサイエンス演習		1	選択必修		
医療機器・システム英語特別講義	1	選択必修			

(二) 健康科学領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	健康科学領域共通科目	健康科学研究共通特講Ⅰ	2	選択必修	
		健康科学研究共通特講Ⅱ	2	選択必修	
		IPW特講Ⅰ	2	選択必修	
		サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅰ	2	選択必修	
		メディカルデータサイエンス特講Ⅰ	2	選択必修	地域共生社会の牽引人材を育成する重層支援Dxコース
	看護学分野専門科目	看護教育特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A, がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		看護研究特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A, がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		がん看護学特講Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		がん看護学演習Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		腫瘍学Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		腫瘍学Ⅱ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		療養支援看護学特講Ⅰ	2	選択	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		実践看護学特講Ⅰ	2	選択	デジタル医工創成学コース
		老年看護学特講Ⅰ	2	選択	
		精神看護学特講Ⅰ	2	選択	
		上級病態生理学	2	選択	CNS共通科目B
		上級臨床薬理学	2	選択	CNS共通科目B
		上級フィジカルアセスメント学	2	選択	CNS共通科目B
		家族看護学特講Ⅰ	2	選択	CNS専門科目
		母性看護学特講Ⅰ	2	選択	
		地域・公衆衛生看護学特講Ⅰ	2	選択	
		看護学演習Ⅰ	2	選択	
		看護倫理特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A
		看護管理特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A
		看護コンサルテーション特講Ⅰ	2	選択	CNS共通科目A
		家族環境学	2	選択	CNS専門科目
		理論家族看護学	2	選択	CNS専門科目
		家族症候学	2	選択	CNS専門科目
		家族インターベンション学	2	選択	CNS専門科目
		実践家族看護学	2	選択	CNS専門科目
		実践家族看護学演習	2	選択	CNS専門科目
		トランス文化家族看護学	2	選択	CNS専門科目
こども保育期・教育期家族看護学	2	選択	CNS専門科目		
家族看護学基盤実習	2	選択	CNS専門科目		

	家族看護学展開実習	4	選択	CNS専門科目
	家族看護学統合実習	4	選択	CNS専門科目
	家族看護学演習 I	2	選択	CNS専門科目
	実践家族看護学研究	10	選択	CNSその他科目
病態解析学 分野専門科目	分析医科学特講 I	2	選択	
	細胞機能構造科学特講 I	2	選択	
	臨床免疫学特講 I	2	選択	
	ヒューマンヘルス特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	病態解析学演習 I	2	選択	
リハビリ テーション 科学分野専 門科目	リハビリテーション管理学 I	2	選択	
	リハビリテーション科学研究法 I	2	選択	
	基礎リハビリテーション科学特 講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	運動器リハビリテーション科学 特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	神経リハビリテーション科学特 講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	内部リハビリテーション科学特 講 I	2	選択	
	脳機能リハビリテーション科学 特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	精神科リハビリテーション科学 特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	作業生活リハビリテーション科 学特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	デジタル重層支援特論	2	選択	地域共生社会の牽引人材を育成す る重層支援Dxコース
	デジタル重層支援演習	1	選択	地域共生社会の牽引人材を育成す る重層支援Dxコース
	行動神経リハビリテーション科 学特講 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
	生命情報融合論 I	2	選択	デジタル医工創成学コース, ウェ ルビーイング教育プログラム(発 達・保健)コース
	医用画像情報科学 I	2	選択	デジタル医工創成学コース, ウェ ルビーイング教育プログラム(発 達・保健)コース
	人間情報科学 I	2	選択	デジタル医工創成学コース
リハビリテーション科学演習 I	2	選択	デジタル医工創成学コース	

(ホ) 保健師専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	看護学分野専門科目	疫学特講	1	必修	
		公衆衛生学特講	2	必修	
		保健統計学特講	2	必修	
		保健医療福祉論特講	1	必修	
		地域公共政策論特講	1	必修	
		医療経済論特講	1	必修	
		保健医療福祉論演習	1	必修	
		公衆衛生看護学特講	2	必修	
		社会健康論特講	1	必修	
		個別支援論特講	1	必修	
		組織活動論特講	1	必修	
		地域看護診断論特講	1	必修	
		健康教育論特講	1	必修	
		産業保健特講	1	必修	
		学校保健特講	1	必修	
		公衆衛生看護管理特講	1	必修	
		健康危機管理特講	1	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅰ	1	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅱ	2	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅲ	2	必修	
		公衆衛生看護展開演習Ⅳ	1	必修	
		国際公衆衛生看護活動演習	1	必修	
		公衆衛生看護学実習Ⅰ（行政）	4	必修	
公衆衛生看護学実習Ⅱ（産業）	1	必修			
公衆衛生看護管理実習	1	必修			

(へ) 助産師専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	看護学分野専門科目	ハイリスク母性ケア論特講	2	必修	
		創造助産学概論	2	必修	
		生涯女性健康科学特講	2	必修	
		生涯女性健康科学演習	2	必修	
		高度実践助産技術学特講	2	必修	
		高度実践助産技術学演習	2	必修	
		高度周産期技術学特講	2	必修	
		高度周産期技術学演習	2	必修	
		助産管理学特講	2	必修	
		地域母子保健特講 I	1	必修	
		地域母子保健特講 II	1	必修	
		助産学実習 I	9	必修	
		助産学実習 II	2	必修	
		助産学実習 III	2	必修	
		助産学実習 IV	2	必修	

(ト) 未来社会医学領域専門科目

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
未来社会医学領域専門科目	コア科目群1	公衆衛生学・疫学 I	1	必修	
		予防医学と保健の実践と評価 I	1	必修	
		臨床疫学 I	1	必修	
	コア科目群2	臨床研究開発の実際	1	必修	
		生物統計学 I	1	必修	
		生物統計学 I 演習	1	必修	
	コア科目群3	環境保健学 I	1	必修	
		産業環境保健学 I	1	必修	
		人類生態学 I	1	必修	
	コア科目群4	保健医療政策学 I	1	必修	
		保健医療経済学 I	1	必修	
		グローバルヘルス I	1	必修	
	コア科目群5	社会行動科学 I	1	必修	
		健康教育・健康心理学 I	1	必修	
	発展科目	医療情報システム	1	選択必修	
		医療情報解析学	1	選択必修	
		健康危機管理	1	選択必修	
		災害保健学特講	1	選択必修	
		感染症モデリング	1	選択必修	
		EBPM	1	選択必修	
		社会疫学・行動経済学	1	選択必修	
ヘルスサービスの評価		1	選択必修		
地域医療システム特講		1	選択必修		

(チ) 総合知・専門知結合科目

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
総合知・専門知結合科目	先進生命医科学プロジェクト研究A	14	選択必修	バイオメディカルサイエンス領域履修科目
	先進生命医科学プロジェクト研究B	6	選択必修	医療創成工学領域履修科目
	先進生命医科学プロジェクト研究C	8	選択必修	健康科学領域履修科目
	先進生命医科学プロジェクト研究D	6	選択必修	未来社会医学領域履修科目
	プレゼンテーション演習	2	必修	

(備考)

修了要件 30単位以上

1. バイオメディカルサイエンス領域

1-1. 本科コース

修了要件は、下表のとおり。

1-2. 次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース

修了要件は、下表のとおり。

1-3. 次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コース

修了要件は、下表のとおり。

2. 医療創成工学領域

総合知科目

4単位

イノベーション科目

3単位

オペレーション科目

3単位

実践創造実習

4単位

工学系科目

2単位

専門科目又はバイオメディカルサイエンス基盤科目

6単位以上

また、バイオメディカルサイエンス領域のバイオメディカルサイエンス基盤科目除き、他領域専門科目、他研究科専門科目等その他の科目は、2単位を上限として修了要件に算入することができる。ただし、他領域・他研究科専門科目とは、バイオメディカルサイエンス領域のバイオメディカルサイエンス基盤科目を除く。

総合知・専門知結合科目

8単位

また、修士論文研究又は特定課題研究を行う。

3. 健康科学領域

総合知科目

4単位

健康科学領域共通科目

2単位以上

指導教員の指定する専門科目（特講又はCNS専門科目から2単位以上、演習2単位以上）

4単位以上

また、他領域専門科目、他研究科専門科目等その他の科目は、6単位を上限として修了要件に算入することができる。

総合知・専門知結合科目

10単位

なお、各コースの修了要件は、下表のとおり。

4. 未来社会医学領域

総合知科目

4単位

コア科目群1, コア科目群2, コア科目群3, コア科目群4又はコア科目群5

14単位

指導教員の指定する発展科目

4単位以上

また、他領域専門科目、他研究科専門科目等その他の科目は、2単位を上限として修了要件に算入することができる。

総合知・専門知結合科目

8単位

1. バイオメディカルサイエンス領域修了要件

1-1. 本科コース

区分・授業科目名等			単位数	
総合知科目	先進生命医科学概論	必修	1単位	4単位
	総合知概論	必修	1単位	
	学びのデザイン	必修	2単位	
バイオメディカルサイエンス基盤科目		選択	10単位以上	
他領域専門科目，他研究科専門科目等その他の科目 (4単位を上限として修了要件に算入することができる。)				
総合知・専門知結合科目	先進生命医科学プロジェクト研究A	必修	14単位	16単位
	プレゼンテーション演習	必修	2単位	
合計			30単位以上	

1-2. 次世代のがん放射線治療医学物理士養成コース

区分・授業科目名等			単位数	
がんプログラム科目	腫瘍学Ⅰ基盤講義（医療現場・学際領域）	必修	2単位	7単位
	腫瘍学Ⅱ横断講義（予防・研究開発）	必修	2単位	
	放射線治療計画基本演習	必修	3単位	
がんプログラム科目（上記必修以外の授業科目）		選択	7単位以上	
バイオメディカルサイエンス基盤科目	生命科学特論	選択		
	疾患学特論	選択		
他領域専門科目，他研究科専門科目等その他の科目 (4単位を上限として修了要件に算入することができる。)				
総合知・専門知結合科目	先進生命医科学プロジェクト研究A	必修	14単位	16単位
	プレゼンテーション演習	必修	2単位	
合計			30単位以上	

1-3. 次世代のがんリハビリテーションのための人材養成コース

区分・授業科目名等			単位数	
がんプログラム科目	腫瘍学Ⅰ基盤講義（医療現場・学際領域）	必修	2単位	12単位
	腫瘍学Ⅱ横断講義（予防・研究開発）	必修	2単位	
	リハビリテーション医学	必修	2単位	
	がんリハビリテーション学	必修	2単位	
	がんリハビリテーション演習	必修	4単位	
がんプログラム科目（上記必修以外の授業科目）		選択	2単位以上	
バイオメディカルサイエンス基盤科目	生命科学特論	選択		
	疾患学特論	選択		
	薬物治療・創薬学特論	選択		
他領域専門科目，他研究科専門科目等その他の科目 (2単位を上限として修了要件に算入することができる。)				
総合知・専門知結合科目	先進生命医科学プロジェクト研究A	必修	14単位	16単位
	プレゼンテーション演習	必修	2単位	
合計			30単位以上	

健康科学領域各コース修了要件

コース名 科目等	保健師コース		助産師コース		CNSコース	デジタル医工創成学 コース	がんプロフェッショナル (がん看護)養成コース	ウェルビーイング教育プ ログラム(発達・保健) コース	地域共生社会の牽引人材 を育成する重層支援Dx コース	
	4単位	左記合計30単位 以上修得する。 (保健師専門科 目を除く)	4単位	左記合計30単位 以上修得する。 (助産師専門科 目を除く)	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位	
総合知科目	4単位		4単位		4単位	4単位	4単位	4単位	4単位	4単位
健康科学領域共通科目	2単位以上		2単位以上		2単位以上	2単位以上	2単位以上	2単位以上	2単位以上	2単位以上
指導教員の指定する健康 科学領域専門科目	4単位以上 (特講又はCNS専 門科目から2単 位以上, 演習2 単位以上)		4単位以上 (特講又はCNS専 門科目から2単 位以上, 演習2 単位以上)		4単位以上 (特講又はCNS専 門科目から2単 位以上, 演習2 単位以上)	40単位以上 (CNS専門科目から, CNS 共通科目Aを8単位, CNS 共通科目Bを6単位, CNS 専門科目を26単位及び CNSその他科目を10単 位)(注1)	4単位以上 (特講又はCNS専門科目か ら2単位以上, 演習2単位 以上)(注2)	4単位以上 (特講又はCNS専門科目か ら2単位以上, 演習2単位 以上)(注3)	4単位以上 (特講又はCNS専門科目か ら2単位以上, 演習2単位 以上)	4単位以上 (特講又はCNS専門科目か ら2単位以上, 演習2単位 以上)
総合知・専門知結合科目	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位	10単位		
専門科目	保健師専門科目33単位		助産師専門科目35単位		健康科学領域開講のデジ タル医工創成学専門科目 から2単位以上 医療創成工学領域開講の デジタル医工創成学専門 科目から4単位以上	健康科学領域開講のデジ タル医工創成学専門科目 から2単位以上	がんプロフェッショナル (がん看護)専門科目から 8単位以上(腫瘍学Ⅰ, 腫 瘍学Ⅱ及びがん看護学特 講Ⅰを含む。)	他研究科開講ウェルビー イング教育プログラム専 門科目から2単位以上	地域共生社会の牽引人材 を育成する重層支援Dx コース専門科目5単位	
合計	63単位以上修得		65単位以上修得			56単位以上修得				30単位以上修得

(注1) CNSその他科目実践家族看護学研究については、総合知・専門知結合科目として開講する先進生命医科学プロジェクト研究C(8単位)及びプレゼンテーション演習(2単位)を修得することによってこれに替えることができる。

(注2) デジタル医工創成学専門科目については、2単位を超える単位数のみ算入するものとする。

(注3) がん(がん看護)プロフェッショナル専門科目については、8単位を超える単位数のみ算入するものとする。

別表第4 後期課程の授業科目及び単位数（第22条、第27条関係）

(イ) 医療創成工学専攻

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
マネジメント科目	プロジェクトマネジメント学特論	1	必修	
	ビジネスプランニング学特論	1	必修	
	アントレプレナー・リーダーシップ学特論	1	必修	
	医療機器国際開発特論	1	必修	
医学研究先端講義	先端医学シリーズ	1	選択	
	先端医学トピックス	1	選択	
大学院特別講義	大学院特別英語	1	選択	
インターンシップ	ジョブ型研究インターンシップ	2	選択	
特別研究	特別研究	6	必修	

(備考)

修了要件 10単位

マネジメント科目 4単位

特別研究 6単位

なお、選択科目群の履修は修了要件には含めない。

(ロ) 健康科学専攻

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学専攻共通科目	健康科学研究共通特講Ⅲ	2	選択必修	
	健康科学研究共通特講Ⅳ	2	選択必修	
	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅱ	2	選択必修	
	メディカルデータサイエンス特講Ⅱ	2	選択必修	
看護学分野専門科目	がん看護学特講Ⅱ	2	選択必修	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
	がん看護学演習Ⅱ	2	選択必修	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
	腫瘍学Ⅲ	2	選択必修	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
	腫瘍学Ⅳ	2	選択必修	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
	療養支援看護学特講Ⅱ	2	選択必修	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
	実践看護学特講Ⅱ	2	選択必修	
	老年看護学特講Ⅱ	2	選択必修	
	精神看護学特講Ⅱ	2	選択必修	
	家族看護学特講Ⅱ	2	選択必修	
	母性看護学特講Ⅱ	2	選択必修	
	地域・公衆衛生看護学特講Ⅱ	2	選択必修	
	看護学演習Ⅱ	2	選択必修	
病態解析学分野専門科目	分析医科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	細胞機能構造科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	臨床免疫学特講Ⅱ	2	選択必修	
	ヒューマンヘルスト講Ⅱ	2	選択必修	
	病態解析学演習Ⅱ	2	選択必修	
リハビリテーション科学分野専門科目	リハビリテーション管理学Ⅱ	2	選択必修	
	リハビリテーション科学研究法Ⅱ	2	選択必修	
	基礎リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	運動器リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	神経リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	内部リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	脳機能リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	精神科リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	作業生活リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	行動神経リハビリテーション科学特講Ⅱ	2	選択必修	
	生命情報融合論Ⅱ	2	選択必修	
	医用画像情報科学Ⅱ	2	選択必修	
	人間情報科学Ⅱ	2	選択必修	
	リハビリテーション科学演習Ⅱ	2	選択必修	
特別研究	特別研究	4	必修	
その他必要と認める科目	ジョブ型研究インターンシップ	2	選択	

(備考)

修了要件 12単位以上

特別研究 4単位
健康科学専攻共通科目 2単位以上
指導教員の指定する専門科目 4単位以上(特講2単位以上、演習2単位以上)
ただし、ジョブ型研究インターンシップの単位は修了要件に含まない。
なお、がんプロフェッショナル(がん看護)養成コースの修了要件は、下表のとおり。

がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース修了要件

科目等	コース名	がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
健康科学専攻共通科目		2単位以上
指導教員の指定する健康科学専攻専門科目		8単位以上 指導教員の指定する専門科目(特講2単位以上, 演習2単位以上)(注1)(注2)
専門科目		がんプロフェッショナル(がん看護)専門科目から6単位以上(腫瘍学Ⅲ, 腫瘍学Ⅳを含む。)
特別研究		4単位
合計		16単位以上修得

(注1) がんプロフェッショナル(がん看護)専門科目については, 6単位を超える単位数のみ算入するものとする。

(注2) ジョブ型研究インターンシップの単位は修了要件に含まれない。

(ハ) 未来社会医学専攻

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
総合知基盤科目	アントレプレナー・リーダーシップ学特論	1	選択必修	
	プロジェクトマネジメント学特論	1	選択必修	
	サイエンティフィック・イングリッシュ特講Ⅱ	2	選択必修	
コア科目群1	公衆衛生学・疫学Ⅱ	1	選択必修	
	予防医学と保健の実践と評価Ⅱ	1	選択必修	
	臨床疫学Ⅱ	1	選択必修	
コア科目群2	臨床研究開発の実践	1	選択必修	
	生物統計学Ⅱ	1	選択必修	
	生物統計学Ⅱ演習	1	選択必修	
コア科目群3	環境保健学Ⅱ	1	選択必修	
	産業環境保健学Ⅱ	1	選択必修	
	人類生態学Ⅱ	1	選択必修	
コア科目群4	保健医療政策学Ⅱ	1	選択必修	
	保健医療経済学Ⅱ	1	選択必修	
	医療経営学	1	選択必修	
	グローバルヘルスⅡ	1	選択必修	
発展科目	基礎医学・臨床医学特論	1	選択必修	
	社会行動科学Ⅱ	1	選択必修	
	ジョブ型研究インターンシップ	2	選択	
特別研究	特別研究	4	必修	

(備考)

修了要件

12単位以上

コア科目群1, コア科目群2, コア科目群3, コア科目群4

総合知基盤科目又は発展科目

特別研究

ただし、ジョブ型研究インターンシップの単位は修了要件に含まない。

各科目区分1単位以上

2単位以上

4単位

2 神戸大学大学院医学系研究科長期履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院医学系研究科規則(令和 年 月 日制定)第42条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、神戸大学大学院医学系研究科(医科学専攻及び先進生命医科学系専攻バイオメディカルサイエンス領域を除く。)に入学した者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)が相当と認めた者

(履修期間等)

第3条 長期履修の期間は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第63条第4項に定める標準修業年限に、博士課程前期課程の場合にあつては2年を、博士課程後期課程の場合にあつては3年を超えない範囲内で研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修をする学生の在学年限(長期履修をする期間以外の期間を含む。)は、標準修業年限の2倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

(申請)

第4条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書(別記様式1)を、指導教員(指導教員が未定の場合にあつては、予定する指導教員とする。以下同じ。)を経て研究科長に提出しなければならない。

(履修期間の変更)

第5条 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書(別記様式2)を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

(許可)

第6条 長期履修(履修期間の変更を含む。)の許可は、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て研究科長が行う。

(授業料)

第7条 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式1(第4条関係) (別紙のとおり)

別記様式2(第5条関係) (別紙のとおり)

年 月 日

神戸大学大学院医学系研究科長 殿

申請者
専 攻
領 域(博士課程前期課程のみ)

受験番号又は学籍番号
氏 名

長期履修申請書

下記のとおり、長期履修を希望したいので申請します。

記

- 1 入学(進学)年月 年 月
- 2 長期履修を希望する理由
- 3 履修計画及び研究計画
- 4 長期履修計画の期間(標準修業年限は除く。) 年 月 日～ 年 月 日

指導教員の所見欄(申請者は記載しないこと)

氏名(署名)

- (備考) 1 規程第2条各号のいずれかに該当することを証明できる書面を添付すること。
なお、証明する書面が添付できないときは、その理由を付した書面を添付すること。
- 2 入学後において長期履修を希望する場合は、「3 履修計画及び研究計画」に標準修業年限による計画と長期履修計画期間における計画の双方を記載すること。
 - 3 「4 長期履修計画の期間」には、在学生については入学後の期間も併せて記載すること。

3 神戸大学大学院医学系研究科科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院医学系研究科規則(令和 年 月 日制定)第46条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)の博士課程前期課程(先進生命医科学系専攻バイオメディカルサイエンス領域及び医療創成工学領域を除く。)及び後期課程(医療創成工学専攻を除く。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の前期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究科の後期課程に科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 会社等(医療施設及び官公庁を含む。)に在職している者にあつては、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。

3 日本に居住している外国人にあつては、第1項各号及び前項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学手続)

第5条 科目等履修生の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第6条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の履修期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、履修期間を延長することがある。ただし、その場合の履修期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第8条 履修することのできる授業科目は、1学期5科目以内とし、実験及び実習は、原則として許可しない。

(試験)

第9条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

(単位修得証明書)

第10条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第11条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第12条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

(1) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。

(2) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

4 神戸大学大学院医学系研究科研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院医学系研究科規則(令和 年 月 日制定)第47条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究科の博士課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (5) 研究科において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 研究科の博士課程前期課程(以下「前期課程」という。)に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (6) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 研究科の博士課程後期課程(以下「後期課程」という。)に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第3条 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (5) その他研究科において必要と認める書類

2 会社等(医療施設及び官公庁を含む。)に在職している者は、前項に掲げる書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のため研究生として入学を志願するものである旨の確約書

(2) 事業目的の追求のために派遣するものでない旨の所属長の確約書

(3) 在職のまま入学することについて差し支えない旨の所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあつては、前2項に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学志願者に対する選考は、書類審査等により行う。

(入学の時期)

第5条 研究生の入学の時期は、月の初めとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入学手続)

第6条 研究生として選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を研究科長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(授業料等)

第7条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

2 研究生の研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

(研究期間)

第8条 研究期間は、博士課程においては7年以内とし、前期課程及び後期課程においては1年以内とする。ただし、特別の理由により、研究の継続を願い出た者については、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、2年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

(施設等の使用)

第9条 研究生は、指導教員及び管理責任者の承認を得て、本学の施設及び設備を使用することができる。

(授業科目の聴講)

第10条 研究生は、指導教員及び授業科目担当教員の承認を得て、研究に関連のある授業科目を聴講することができる。ただし、単位を修得することはできない。

(就職者の手続)

第11条 研究生で研究期間中に就職した者が、引き続き研究生として研究しようとするときは、速やかに第3条第2項各号に規定する書類を研究科長に提出しなければならない。

(退学)

第12条 研究生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第13条 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長が除籍する。

(1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(2) 研究生として不都合な行為があったとき。

(3) 授業料納付の義務を怠る者

(国外に居住する外国人等に対する特例)

第14条 研究生として入学を志願する国外に居住する外国人及び国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者についての入学の時期、出願手続及び選考方法は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

(証明書の交付)

第15条 研究事項について証明を願い出た者には、証明書を交付する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

5 神戸大学大学院医学系研究科外国人特別学生入学選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士課程の入学資格)

第2条 研究科の博士課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)又は獣医学(修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。)を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (5) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (6) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (7) 研究科において、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士課程への早期入学)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(前期課程の入学資格)

第4条 研究科の博士課程前期課程(医療創成工学領域を除く。)に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(後期課程の入学資格)

第5条 研究科の博士課程後期課程(医療創成工学専攻を除く。)に外国人特別学生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (5) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの

(出願手続)

第6条 入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 在籍又は出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 在籍又は出身大学の学長、学部長又は指導教授の推薦状
- (5) 日本に居住している者にあつては、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (6) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (7) その他研究科において必要と認める書類

(選考方法)

第7条 選考は、次の各号に定める事項を総合勘案して行う。

- (1) 研究科の入学試験に準じた筆記試験及び口頭試問
- (2) 学業成績
- (3) 日本語習得の程度(健康科学専攻及び先進生命医科学系専攻健康科学領域に限る。)

2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、必要と認める場合は、教授会の議を経て、前項第1号に定める事項を免除することができる。

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

6 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等成績評価基準等に関する内規

(令和8年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院医学系研究科規則第37条に定める成績評価基準等について定める。

(成績評価)

第2条 医学系研究科健康科学専攻及び先進生命医科学系専攻健康科学領域（以下「健康科学専攻等」という。）における授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、又は不可とし、可以上をもって合格とする。

2 各授業科目を担当する教員が、前項の成績評価を行うにあたっては、以下の基準に拠るものとする。

秀：学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(100点満点に換算して90点以上とする)

優：学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(100点満点に換算して80点以上90点未満とする)

良：学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(100点満点に換算して70点以上～80点未満とする)

可：学修の目標を達成している。

(100点満点に換算して60点以上～70点未満とする)

不可：学修の目標を達成していない。

(100点満点に換算して60点未満とする)

(成績評価の方法)

第3条 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員（以下「担当教員」という。）が、これをシラバスにおいて明示するものとする。

(成績評価に対する申し立て)

第4条 学生は、健康科学専攻等の授業科目について受けた成績評価につき成績評価基準等に照らして疑義がある場合には、科目責任者に申し立てすることができる。

2 学生は、前項の申し立てを行う場合には、申し立てする授業科目名等を記載した成績評価に関する申立書（別記様式第1号）を名谷キャンパス事務課教務学生係に提出しなければならない。

3 前項の成績評価に関する申立書は、当該成績が発表された日から原則として1週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかったことについて正当な理由がある場合はこの限りでない。

(申し立てに対する回答)

第5条 前条第2項に定める申立書が提出された場合、科目責任者が、当該成績評価を行った担当教員に対して速やかに申し立てのあった学生の成績評価の確認を行い、申し立てが提出された日から原則

として10日以内に、教務学生係を経て当該学生に回答するものとする。

(報告)

第6条 申し立て及び回答内容について、担当教員等は書面により医学系研究科長に報告することとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、成績評価に関し必要な事項は、医学系研究科健康科学専攻等教務委員会が定める。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号

年 月 日

神戸大学大学院医学系研究科長 殿

申請者
講 座
学籍番号
氏 名

成績評価に関する申立書

私が履修した授業科目の成績評価について疑義がありますので、下記のとおり申し立てを行います。

履修年度・学期	
授業科目名	
科目責任者	
現在の成績	
申し立ての内容及びその理由	

事務記入欄（申請者は記入しないでください）

受理日	教員への連絡	教員からの回答	申請者への連絡	報告
/	/	/	/	/

7 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等に置く各コースの実施要領

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸大学大学院医学系研究科規則（令和8年3月31日制定）第4条第2項の規定に定める履修コースのうち、次のコース（以下「各コース」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

専攻名等		履修コース名
健康科学専攻		がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
先進生命医科学系専攻	健康科学領域	CNS(Certified Nurse Specialist)コース
		デジタル医工創成学コース
		がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース
		ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健コース)
		地域共生社会の牽引人材を育成する重層支援 Dx コース

(授業科目)

第2条 各コースに開設する授業科目は、別表第1～別表第6のとおりとする。

(履修申請)

第3条 履修を希望する者は、履修しようとするコースを置く専攻の長へ、別に定める申請書を指定する期日までに提出するものとする。

(修了)

第4条 所定の授業科目を履修し、その課程を修めたと認められる者については、修了を認定する。

(修了の判定及び修了証)

第5条 前条に規定する修了の判定は、神戸大学大学院医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）において行い、修了を認定した者については、修了証を授与する。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、各コースの実施に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (健康科学専攻) がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース

授業科目の区分	授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
看護学分野専門科目	がん看護学特講Ⅱ	2	選択	
	がん看護学演習Ⅱ	2	選択	
	腫瘍学Ⅲ	2	必修	
	腫瘍学Ⅳ	2	必修	
	療養支援看護学特講Ⅱ	2	選択	

別表第2 CNS(Certified Nurse Specialist)コース

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域 専門科目	看護学分野 専門科目	看護教育特講 I	2	選択	CNS共通科目A
		看護研究特講 I	2	選択	CNS共通科目A
		上級病態生理学	2	必修	CNS共通科目B
		上級臨床薬理学	2	必修	CNS共通科目B
		上級フィジカルアセスメント学	2	必修	CNS共通科目B
		家族看護学特講 I	2	選択	CNS専門科目
		看護倫理特講 I	2	選択	CNS共通科目A
		看護管理特講 I	2	選択	CNS共通科目A
		看護コンサルテーション特講 I	2	選択	CNS共通科目A
		家族環境学	2	必修	CNS専門科目
		理論家族看護学	2	必修	CNS専門科目
		家族症候学	2	必修	CNS専門科目
		家族インターベンション学	2	必修	CNS専門科目
		実践家族看護学	2	必修	CNS専門科目
		実践家族看護学演習	2	必修	CNS専門科目
		トランス文化家族看護学	2	選択	CNS専門科目
		こども保育期・教育期家族看護学	2	選択	CNS専門科目
		家族看護学基盤実習	2	必修	CNS専門科目
		家族看護学展開実習	4	必修	CNS専門科目
		家族看護学統合実習	4	必修	CNS専門科目
		家族看護学演習 I	2	選択	CNS専門科目
実践家族看護学研究	10	必修	CNSその他科目		

別表第3 デジタル医工創成学コース

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択 の別	備考
健康科学領域 専門科目	看護学分野 専門科目	実践看護学特講 I	2	選択	
	病態解析学 分野専門科目	ヒューマンヘルスト講 I	2	選択	
	リハビリ テーション 科学分野専 門科目	基礎リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		運動器リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		神経リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		脳機能リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		精神科リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		作業生活リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		行動神経リハビリテーション科学特講 I	2	選択	
		生命情報融合論 I	2	選択	
		医用画像情報科学 I	2	選択	
		人間情報科学 I	2	選択	
	リハビリテーション科学演習 I	2	選択		
医療創成工 学領域専門 科目	イノベー ション科目	医療機器コンセプト創造学特論	1	必修	
		医療機器コンセプト創造演習	1	必修	
	オペレー ション科目	医療機器レギュラトリー サイエンス学特論	1	必修	
		医療機器ビジネス学特論	1	必修	
	工学系科目	医療機器・システム設計概論	1	選択	
		医療機器・システム設計演習	1	選択	
	専門科目	医用材料工学	1	選択	
		医用有機化学	1	選択	
		医用センシング	1	選択	
		AI・深層学習	1	選択	
		データサイエンス演習	1	選択	
	医療機器・システム英語特別講義	1	選択		

別表第4 (先進生命医科学系専攻健康科学領域) がんプロフェッショナル(がん看護)養成コース

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域 専門科目	看護学分野 専門科目	看護教育特講 I	2	選択	
		看護研究特講 I	2	選択	
		がん看護学特講 I	2	必修	
		がん看護学演習 I	2	選択	
		腫瘍学 I	2	必修	
		腫瘍学 II	2	必修	
		療養支援看護学特講 I	2	選択	

別表第5 ウェルビーイング教育プログラム(発達・保健コース)

開講研究科	授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
医学系研究科	健康科学領域 共通科目		健康科学研究共通特講Ⅰ	2	選択必修	健康科学領域の学生は、人間発達環境学 研究科開講科目から2単位以上修得して ください。
			健康科学研究共通特講Ⅱ	2	選択必修	
			IPW特講Ⅰ	2	選択必修	
	リハビリ テーション 科学分野専 門科目		生命情報融合論Ⅰ	2	選択	
			医用画像情報科学Ⅰ	2	選択	
人間発達環境学研究科開講科目		健康行動加齢特論I-1	1	選択		
		健康行動加齢特論I-2	1	選択		
		エイジング特論I-1	1	選択		
		エイジング特論I-2	1	選択		
		ライフスタイル特論I-A	1	選択		
		ライフスタイル特論I-B	1	選択		
		行動適応特論I-1	1	選択		
		行動適応特論I-2	1	選択		
		社会関係適応特論I-1	1	選択		
		社会関係適応特論I-2	1	選択		

別表第6 地域共生社会の牽引人材を育成する重層支援Dxコース

授業科目の区分		授業科目	単位数	必修・選択の別	備考
健康科学領域専門科目	健康科学領域共通科目	メディカルデータサイエンス特講 I	2	必修	
	リハビリテーション科学分野専門科目	デジタル重層支援特論	2	必修	
		デジタル重層支援演習	1	必修	

8 医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域(博士課程前期課程)における修業年限の特例に関する申合せ

(令和8年4月1日 制定)

神戸大学大学院医学系研究科規則(令和8年3月31日制定)第39条第1項ただし書に規定する「在学期間に関しては、優れた業績を上げたものと認めた場合は、1年以上在学すれば足りるものとする。」(以下「修業年限の特例」という。)に関する取扱いを、次のとおり定める。

1 適用条件

修業年限の特例の適用を受けて課程を修了することができる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 医学系研究科博士課程後期課程に進学する者
- (2) 指導教員から学業成績優秀と推薦された者
- (3) 所定の単位を修得した者

2 修了の時期

修業年限の特例による課程修了の時期は、学年の末日とする。

3 提出書類

修業年限の特例を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を医学系研究科長に提出しなければならない。提出期限は、第1号にあつては1年次の10月下旬の指定された期日とし、第2号から第4号までにあつては、医学系研究科健康科学専攻等教務委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

- (1) 修士論文題目届
- (2) 指導教員の推薦書
- (3) 修士論文
- (4) 研究業績資料

4 審査

申請者の資格判定は、委員会が行う。

5 教授会附議

委員会は、審査の結果、資格有と判定したときは、医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)に修業年限の特例適用について、諮るものとする。

6 認定

教授会は、前項の報告を委員会から受けて、修業年限の特例の認定を行う。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

9 医学系研究科健康科学専攻（博士課程後期課程）における修業年限の特例に関する申合せ

（令和8年4月1日 制定）

神戸大学大学院医学系研究科規則(令和8年3月31日制定)第40条ただし書に規定する「在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と認めた場合は、1年（2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。」（以下「修業年限の特例」という。）に関する取扱いを、次のとおり定める。

1 適用条件

修業年限の特例の適用を受けて課程を修了することができる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 指導教員から推薦された者
- (2) 所定の単位を修得した者
- (3) 第一級の国際欧文雑誌に、筆頭著者として掲載又は掲載予定の論文を、学位論文（主論文）として有する者

2 修了の時期

修業年限の特例による課程修了の時期は、学年又は学期の末日とする。

3 提出書類

修業年限の特例を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を医学系研究科長に提出しなければならない。提出期限は、医学系研究科健康科学専攻等教務委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

- (1) 博士論文題目届
- (2) 指導教員の推薦理由書
- (3) 研究業績一覧
- (4) 第1項第3号の論文 5部

4 審査

申請者の資格審査は、委員会が行う。

5 教授会附議

委員会は、審査の結果、資格有と判定したときは、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）に修業年限の特例適用について、諮るものとする。

6 認定

教授会は、前項の報告を委員会から受けて、修業年限の特例の認定を行う。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。

10 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等転入学に関する内規

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学大学院医学系研究科規則(令和8年3月31日制定)第17条の規定に基づき、健康科学専攻(以下「博士課程後期課程」という。)及び先進生命医科学系専攻健康科学領域(以下「博士課程前期課程」という。)の転入学に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転入学資格)

第2条 博士課程後期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院博士課程後期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が3年以上ある者とする。

2 博士課程前期課程に転入学を志願できる者は、他大学大学院修士課程又は博士課程前期課程に在学している者で転入学をした後、在学年限が2年以上ある者とする。

(出願手続)

第3条 転入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院医学系研究科長に提出しなければならない。

- (1) 転入学願書・履歴書(所定の用紙)
- (2) 志望理由書(所定の用紙)
- (3) 郵便振替払込受付証明書(検定料)(所定の用紙)

(入学の時期)

第4条 転入学の時期は、4月とする。

(選考方法)

第5条 博士課程後期課程への転入学志願者に対する選考は、博士課程後期課程入学試験と同程度の試験を、また、博士課程前期課程への転入学志願者に対する選考は、博士課程前期課程入学試験と同程度の試験を実施する。

(修業年限及び在学年限)

第6条 転入学を認められた者の修業年限及び在学年限は、医学系研究科教授会の議を経て、その都度定める。

(既修得単位の認定)

第7条 転入学前に在籍していた大学の大学院で修得した単位については、博士課程後期課程にあつては4単位を限度として、博士課程前期課程にあつては20単位を限度として、医学系研究科において修得した単位として認める。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、医学系研究科教授会の議を経て定める。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

11 神戸大学大学院医学系研究科名谷地区ティーチング・アシスタント(TA) 実施要項

保健学研究科教授会決定
最終 令和8年4月1日改正

(目的)

第1 この要項は、神戸大学ティーチング・アシスタント実施要領（平成18年6月1日制定）第11の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科名谷地区におけるティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(実施計画)

第2 当該年度のTA計画書の策定については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医学系研究科各専攻の講座長は、当該年度のTA計画書について、教育補助の実施母体となる医学部保健学科と十分連携し、医学部保健学科の専攻ごとにとりまとめの上、医学系研究科長へ提出するものとする。
- (2) 計画書は、保健学域運営会議における審議を経て、医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）で決定する。
- (3) 計画書に記載するTAの業務内容は、原則として神戸大学内での業務で、実験補助、実習補助（臨床実習を含む。）及び演習補助とする。なお、講義補助は対象外とするが、講義科目中の演習補助は対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、大学本部からのTA経費予算配分を受け、改めてTAの採用人数及び採用時間数等について検討の上、保健学域運営会議における審議を経て、教授会の承認を得るものとする。

(発令)

第3 TAの任免に係る発令は、医学系研究科長が行う。

(勤務時間管理)

第4 TAは、業務従事月の月末までに、当該業務内容に係る記録簿を医学部名谷キャンパス事務課総務係に提出するものとする。

(留意事項)

第5 実施に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) TA1人当たりの従事時間数は、1日8時間以内とし、月40時間（週10時間程度）以内とすること。
- (2) TAの採用期間は、前期、後期又は通年とすること。
- (3) TAを置く授業科目の担当教員及びTAの指導教員は、TAに対して適切な指導・助言を行い、TAの採用が、学部教育におけるきめ細かい授業の実現とTA自身の学習に結びつくように努めること。
- (4) TA自身の授業・研究等に支障が生じないようにすること。
- (5) TAが行う教育補助業務について、当該TAからの意見・要望に配慮すること。
- (6) 恣意的なTAの雇用や、TAの業務が単なる雑務処理に終始することがないように配慮すること。

IV 国家試験

国家試験

1 大学院

保健師コース又は助産師コースにおいて、所定の教育課程及び指定科目を修得し、修了するとそれぞれ保健師又は助産師の受験資格が与えられる。

学生は、上記の国家試験を受験し合格して助産師又は保健師になることができる。この国家試験は競争試験ではなく、資格試験であり一定以上の得点を必要とする。

出願に関する手続き等については、11月又は12月に教務学生係が、各領域の修了予定者を対象にガイダンスを行っている。

国家試験の概略は、次のとおりである。

(1) 試験科目

資格	試験科目
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論
助産師	基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理

※免許制度の改正より、平成19年4月1日から保健師又は助産師になるためには、保健師又は助産師の国家試験に合格するとともに、看護師の国家試験にも合格していることが条件として付け加えられました。

(2) 試験時期及び受験手数料（令和7年度実施分）

国家試験名	試験時期	受験手数料
保健師	2月	5,400円
助産師	2月	5,400円

(3) 欠格事由

保健師・助産師

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 罰金以上の刑に処せられた者
- 2 業務に関して犯罪又は不正の行為があった者
- 3 心身の障害により保健師、助産師、看護師または准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省で定めるもの
- 4 麻薬、大麻、又はあへんの中毒者

(4) 免許の申請

国家試験合格後、免許を受けようとする者は、申請書に厚生労働省令で定める書類を添え、居住地（住民票による）の保健所を経由し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

V 学位関係規則等

1 神戸大学学位規程

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者

(2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

(1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)

(2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第 6 条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

(1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者

(2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第 7 条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第 67 条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文目録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第 8 条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから 2 人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授 1 人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第 1 項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者(修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者)にも調査を委嘱することができる。

(研究科の在学者の最終試験)

第 9 条 審査委員及び前条第 4 項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)

第 10 条 第 5 条第 2 項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料 57,000 円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(博士課程を経ない者の論文審査及び試験)

第 11 条 学長は、前条第 1 項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第 8 条の規定に準じて論文の審査を、第 9 条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から 1 年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

(博士課程を経ない者の学力の確認)

第 12 条 研究科長は、前条第 1 項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(退学者の学位論文の提出手続，論文審査，試験及び学力の確認)

第 13 条 研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得し，かつ，必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が，再入学しないで学位の授与を受けようとするときは，前 3 条の規定による。

2 前項に該当する者が，退学後 5 年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは，第 5 条第 1 項に該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第 14 条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は，その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは，各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第 15 条 研究科長は，研究科に在学する者については，論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて，また第 12 条の規定により学力を確認された者及び第 13 条第 2 項に該当する者については，論文審査及び試験の結果報告に基づいて，教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は，当該教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し，学位を授与すべきものと議決するには，無記名投票の方法により，出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第 16 条 研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべき者について，教授会の議を経て，学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては，次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

- (1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)
- (2) 授与しようとする年月日
- (3) 博士の場合は，第 5 条第 1 項又は第 2 項のいずれの規定によるかの別
- (4) 博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨
- (5) 博士の場合は，論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項
- (6) 第 5 条第 2 項による博士の場合は，学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は，修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については，教授会の議を経て，その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第 17 条 学長は，第 3 条に規定する者に対しては，学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は，前条に規定する申請に基づき，修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し，当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては，学位記を交付して当該学位を授与し，当該学位を授与できないと決定した者に対しては，その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。
(審査要旨の公表)

第 18 条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第 19 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前 2 項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称等)

第 20 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位の名称は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

4 教学規則第 65 条第 2 項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第 21 条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第 22 条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。

3 教授会が前 2 項の規定による議決をする場合には、第 15 条第 2 項の規定を準用する。

(様式)

第 23 条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補則)

第 24 条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)附則第 4 項に規定する海事科学部の課程を卒業した者及び自然科学研究科の専攻を修了した者に授与する学位に付記する専攻分野の名称は、別表の規定にかかわらず、商船学又は工学とするものとする。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 20 日)

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 20 日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 19 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 20 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 文学研究科及び文化科学研究科が存続する間、改正後の第 8 条第 1 項中「教授会」とあるのは「教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)」と、同条第 3 項及び第 4 項並びに第 11 条から第 22 条までの規定中「教授会」とあるのは「教授会等」と読み替えて適用する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 11 月 24 日)

この規程は、平成 23 年 11 月 24 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 23 日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 23 日から施行する。

2 この規程による改正後の神戸大学学位規程(以下「新学位規程」という。)第 18 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規程第 19 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成 25 年 10 月 29 日)

この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 29 日)

この規程は、平成 27 年 9 月 29 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 21 日)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成 29 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日)

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 30 日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 3 月 29 日)

1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程施行の際現に EU エキスパート人材養成プログラムを履修している者については、改正後の第 20 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 5 年 3 月 28 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 6 月 25 日)

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 3 月 24 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 20 条第 1 項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学

法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第 2(第 20 条第 2 項関係)

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学研究科	バイオメディカルサイエンス又は医工学	医学又は医工学
保健学研究科	保健学	保健学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学

農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学, 工学又は学術
国際協力研究科	国際学, 経済学, 法学又は政治学	学術, 法学, 政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第 3(第 20 条第 3 項関係)

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士(専門職)
経営学研究科	経営学修士(専門職)

(別記様式については、掲載略)

2 神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に置く先進生命医科学系専攻健康科学領域において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(修士論文の提出期限及び論文題目の届出)

第2条 規程第7条第1項に規定する修士論文の提出期限は、1月下旬の指定された期日までとする。ただし、指導教員の認める理由により期限までに修士論文を提出しなかった者及び論文審査に合格しなかった者は、次年度の7月の指定された期日までには修士論文を提出することができる。

2 前項に規定する指定された期日については、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、別に定める。

3 修士論文を提出しようとする者は、第1項に定める論文提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文の題目を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(修士論文の審査委員)

第3条 規程第8条第2項に規定する修士論文の審査委員は、指導教員を含め2人以上とする。

(最終試験及び試験の実施期日)

第4条 規程第9条に規定する修士の最終試験は、2月中に行う。ただし、この細則第2条第1項ただし書の規定するところにより修士論文を提出した者については、当該論文が提出された年の8月中に行う。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

3 神戸大学学位規程医学系研究科健康科学専攻細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定。以下「規程」という。)第24条の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)に置く健康科学専攻において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

(在学者の博士論文の提出)

第2条 規程第7条第1項の規定により博士論文を提出しようとする者は、次の各号に掲げる書類及び資料等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願
- (2) 論文目録
- (3) 学位論文
- (4) 学位論文の内容要旨
- (5) 参考論文があるときは当該論文
- (6) 履歴書
- (7) その他標本等審査のため必要とするもの

2 前項の規定により博士論文を提出しようとする者は、後期課程に2年以上在学し、12単位以上を修得していなければならない。ただし、優れた研究業績を上げたと認められた者の博士論文の提出については、教授会の議を経て、別に定める。

3 博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては1月の指定された期日、9月修了予定者にあつては7月の指定された期日とする。

4 前項に規定する指定された期日については、神戸大学大学院医学系研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、別に定める。

5 博士論文を提出しようとする者は、前2項に定める論文提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、別に定める博士論文題目を神戸大学大学院医学系研究科長(以下「研究科長」という。)に届け出なければならない。

(博士課程を経ない者の学位論文の提出)

第3条 規程第5条第2項に規定する博士課程を経ない者の学位論文の提出は、規程第10条に基づき行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士課程を経ない者の学位論文の提出に関し必要な事項は、別に定める。

(博士論文の審査委員)

第4条 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、2人以上とし、教授会において選出する。ただし、指導教員は審査委員となることはできない。

2 教授会は、審査のため必要と認めるときは、前項の審査委員の数を増加し、又は本学及び他大学の大学院研究科の教員を審査委員に加えることができる。

(最終試験及び試験の実施期日)

第5条 規程第9条に規定する博士の最終試験及び規程第11条に規定する試験は、原則として論文審査の終了後1月以内に行う。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

4 神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域修士論文審査に関する 内規

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学学位規程医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域細則（令和8年3月31日制定。以下「細則」という。）第5条の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻健康科学領域（以下「領域」という。）において博士課程前期課程（以下「本課程」という。）の修了者に授与する修士の学位論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文題目届)

第2条 細則第2条第3項に規定する修士論文の題目を提出しようとする者は、修士論文題目届（別紙様式1）を、神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻等教務委員会（以下「委員会」という。）の指定する期日までに研究科長へ提出しなければならない。

2 修士論文題目届提出後に題目を変更する場合は、修士論文題目変更届（別紙様式2）を、主指導教員の承認を経て速やかに研究科長へ提出しなければならない。

(修士論文の提出)

第3条 細則第2条第1項に規定する修士論文は、論文要旨とともに所定の様式で作成し、論文審査委員（主査及び副査）の数と同じ部数に1部を加えた部数を提出するものとする。

2 修士論文提出後の訂正は認めない。

(修士論文の公開)

第4条 修士論文を提出した者は、当該論文の内容について、発表会やプレゼンテーションその他の方法により研究成果を公開するものとする。

2 大学は、修士論文の水準の維持向上を図るため、修士論文を神戸大学保健科学図書室に備えて、閲覧に供するものとする。

附 則

この内規は、令和8年4月1日より施行する。

(別紙様式1)

年 月 日

修 士 論 文 題 目 届

医学系研究科長 殿

先進生命医科学系専攻健康科学領域

講 座 _____
分 野 _____
学籍番号 _____
氏 名 _____

下記のとおり修士論文題目を提出します。

記

※論文題目が英語の場合は、和訳を（ ）を付して併記すること。

※長期履修制度確認

1. あなたは長期履修制度の適用を受けています(した)か? はい いいえ
2. 「はい」と答えた方は期間をお答えください。(~)
3. 今期に論文を提出する場合、長期履修の短縮となりますか? はい いいえ

【以下は指導教員が記載してください。】

主査氏名	
副査氏名	副査氏名

※主査・副査は、教授会の議を経て決定します。

5 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻課程博士論文審査に関する内規

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、神戸大学学位規程医学系研究科健康科学専攻細則（令和8年3月31日制定。以下「細則」という。）第6条の規定に基づき、神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻（以下「専攻」という。）において博士課程後期課程の修了者に授与する博士の学位論文審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士論文の条件)

第2条 細則第2条第1項第3号に規定する博士論文の条件を以下に定める。

- (1) すでに国際学術雑誌に掲載された原著論文であること。ただし、出版前であっても掲載予定の明記された受理証明書があれば仮別刷をもって手続を開始することができる。
- (2) 共著者のある論文の場合には、次の条件を満たしているものとする。
 - イ 申請者が論文の筆頭著者であること。
 - ロ 学位論文の共著者全員から当該論文を申請者の学位論文とすることについての明白な了解を示す文書が添付されていること。

(論文題目の修正)

第3条 細則第2条第4項に規定する博士論文の題目提出後に題目を変更する場合は、別に定める博士論文題目変更届を、指導教員の承認を経て、速やかに研究科長へ提出しなければならない。

(博士論文審査)

第4条 博士論文等の提出があったときは、論文審査及び最終試験を行うため、博士論文提出者ごとに審査を行うものとする。

- 2 審査は、教授2人を含む審査委員2人以上とし、主査1人及び1人以上の副査をもって構成するものとする。
- 3 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻の研究指導に関する申合せ（令和8年4月1日制定。）に規定する主指導教員は、自らが研究指導する学生が提出した博士論文審査に際し、主査となることが出来ない。

(審査通知)

第5条 審査委員は、審査に当たり、審査方法等を定めるとともに、博士論文提出者に通知するものとする。

(審査結果の報告)

第6条 審査委員は、審査が終了したときは、結果を研究科長へ報告するものとする。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

6 神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻の研究指導に関する申合せ

令和8年4月1日制定

この申合せは、神戸大学大学院医学系研究科先進生命医科学系専攻（以下「専攻」という。）における指導教員（医学系研究科規則第24条関係）並びに研究指導及び修士論文指導について、必要な事項を定めるものとする。

（指導教員）

1. 学生が幅広い知見を得て、きめ細やかな指導を受けられるようにすることを目的に、専攻に主指導教員及び副指導教員を置く。

（主指導教員）

2. 主指導教員は、学生の研究指導及び修士論文（医療創成工学領域においては、「修士論文」とあるのは「修士論文及び特定課題の研究成果報告書」と読み替えるものとする。）に係わる一連の研究指導（以下「研究指導」という。）を行うものとする。
3. 主指導教員は、神戸大学大学院医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て決定する。
4. 特別な理由がある場合は、教授会の議を経て、主指導教員を変更することがある。
5. 主指導教員は、専攻の専任教員とする。
6. 主指導教員となることができる専任教員の職位等については、各領域において別に定める。

（副指導教員）

7. 副指導教員は、主指導教員と連携して研究指導を行うものとする。
8. 副指導教員は、主指導教員の推薦する専攻の専任教員をもって充て、その選任に当たっては、学生の意向を考慮するものとする。
9. 特別な理由がある場合は、主指導教員及び副指導教員が協議の上、学生の意向を考慮した上で、副指導教員を変更することがある。

（研究指導）

10. 主指導教員及び副指導教員は、研究指導する学生に対し、本申合せ11及び12に規定する研究指導計画に基づいて、研究指導を行うものとする。

（研究計画及び研究指導計画の作成）

11. 主指導教員は、研究指導を予定する学生が入学したときは、速やかに当該学生に対して研究計画を提出するよう指導するとともに、研究指導計画書を作成の上、神戸大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。また、次年度以降は、毎年度速やかに研究指導計画書等を研究科長に提出するものとする。なお、当該研究指導計画書等は、学生及び主指導教員にてそれぞれ保管する。

（別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3-1、別紙様式3-2、別紙様式4）

（研究計画及び研究指導計画の見直し）

12. 学生及び主指導教員は、相談の上、研究の進捗状況等に応じて、随時、本申合せ11の研究計画及び研

究指導計画の見直しを行うことができる。研究計画を修正した場合は、次年度の研究指導計画書等に当該内容を記載する。

(その他)

13. 本申合せに定めるもののほか、学生の研究指導に関し必要な事項は、専攻の各領域において別に定める。

7 神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻の研究指導に関する申合せ

令和8年4月1日 制定

この申合せは、神戸大学大学院医学系研究科健康科学専攻（以下「専攻」という。）における指導教員（医学系研究科規則第24条関係）並びに研究指導及び博士論文指導について、必要な事項を定めるものとする。

（指導教員）

1. 学生が幅広い知見を得て、きめ細やかな指導を受けられるようにすることを目的に、専攻に主指導教員及び副指導教員を置く。

（主指導教員）

2. 主指導教員は、学生の研究指導及び博士論文に係わる一連の研究指導（以下「研究指導」という。）を行うものとする。
3. 主指導教員は、神戸大学大学院医学系研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て決定する。
4. 特別な理由がある場合は、教授会の議を経て、主指導教員を変更することがある。
5. 主指導教員は、専攻の専任教員とする。
6. 主指導教員となることができる専任教員の職位は、教授又はPI准教授とする。

（副指導教員）

7. 副指導教員は、主指導教員と連携して研究指導を行うものとする。
8. 副指導教員は、主指導教員の推薦する医学系研究科の専任教員をもって充て、その選任に当たっては、学生の意向を考慮するものとする。
9. 特別な理由がある場合は、主指導教員及び副指導教員が協議の上、学生の意向を考慮した上で、副指導教員を変更することがある。

（研究指導）

10. 主指導教員及び副指導教員は、研究指導する学生に対し、本申合せ11及び12に規定する研究指導計画に基づいて、研究指導を行うものとする。

（研究計画及び研究指導計画の作成）

11. 主指導教員は、研究指導を予定する学生が入学したときは、速やかに当該学生に対して研究計画を提出するよう指導するとともに、研究指導計画書を作成の上、神戸大学大学院医学系研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。また、次年度以降は、毎年度速やかに研究指導計画書を研究科長に提出するものとする。なお、当該研究指導計画書の写しを、学生及び主指導教員にてそれぞれ保管する。

（研究計画及び研究指導計画の見直し）

12. 学生及び主指導教員は、相談の上、研究の進捗状況等に応じて、随時、本申合せ11の研究計画及び研究指導計画の見直しを行うことができる。研究計画を修正した場合は、次年度の研究指導計画書等に当該内容を記載する。

（その他）

13. 本申合せに定めるもののほか、学生の研究指導に関し必要な事項は、専攻において別に定める。

VI 学生の日常周知事項

学生の日常周知事項

1 学生に対する諸連絡事項

学生への通知及び連絡は、主として学内の公用掲示板により行うので、常に掲示板を見るよう心掛けてください。(教務情報システム「うりぼーネット」の掲示板システムや電子メールを活用する場合があります。)

対象学生	事 項	掲 示 場 所
学部1年次生	①全学共通授業科目等に関すること ②鶴甲第1キャンパスの学生生活に関すること ③医学部保健学科からの連絡等	高等教育推進機構 教養教育院掲示板
学部2年次生 以降	①専門科目等に関すること ②名谷キャンパスの学生生活に関すること ③全学共通授業科目等に関すること	医学部保健学科・医学系研究科 公用掲示板(名谷キャンパス B棟2階ホール)

2 証明書類の交付・発行等(証明書自動発行機により交付するもの)

学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)、「通学証明書」交付願、在学証明書(和文・英文)、卒業(修了)見込証明書(和文・英文)、学業成績証明書(和文・英文)については「証明書自動発行機」で交付していますので、『学生証』を通し、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについては入学ガイダンスの際、説明します。

仮受験票交付については、画面表示に従い操作を行ってください。

<証明書自動発行機稼働時間一覧>

設 置 場 所	取扱時間(平日:月~金曜日)
文学部 本館1階	9:00~17:15
鶴甲第1キャンパス(国際人間科学部) B棟1階ホール内	8:40~17:10
鶴甲第2キャンパス(国際人間科学部) 本館A棟2階	8:30~17:15
六甲台 第3学舎1階学生コーナー	8:45~17:00(月~土曜日)
工学部 玄関1階	8:30~17:00
農学部A棟1階 学生ホール内	9:00~17:15
医学部医学科 学生ホール1階	9:00~17:00
医学部保健学科 B棟1階	8:30~18:00 (水・金曜日は19:00まで)
海洋政策科学部 事務棟1階	8:30~17:15

(1) 学割証(学校学生生徒旅客運賃割引証)

学割証は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

学生(科目等履修生、研究生等の非正規生を除く。)が、JR各社(旅客鉄道会社)を利用して、次の

事由で片道100km（営業キロ）を超えて旅行する際に、普通旅客運賃が2割引で利用できます。（JRバス会社や他の鉄道会社等については、事前に各社の窓口を確認してください。）

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受験等
- ・学校が修学上相当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

学割証を使用する場合は、学割証の「乗車区間」、「乗車券の種類」を記入し、利用する交通機関の窓口へ申し込んでください。

有効期間は、発行日から3か月間です。

1回の交付は2枚以内で、原則として1人年間15枚まで交付しますので計画的に使用してください。

（1枚の学割証につき片道の普通乗車券を2枚まで同時に購入することができます。）

注意事項

- ア) 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。
- イ) 学割証は、記名本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。
- ウ) 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。
- エ) 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

上記に違反した場合は、不正使用となり、追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることになり、神戸大学の信用を損なうとともに、多数の学生に迷惑を及ぼすことになりまますので十分注意してください。

(2) 在学証明書（和文・英文）

遠隔地健康保険証、扶養控除、扶養手当、奨学金の申請などで必要な場合があります。必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

(3) 卒業（修了）見込証明書（和文・英文）

学部・博士課程前期課程の最終年次の学生を対象に発行します。

証明書が必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

ただし、博士課程後期課程最終年次の学生については、医学系研究科教務学生係に発行を願い出てください。

(4) 学業成績証明書（和文・英文）

証明書が必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

ただし、博士課程後期課程の学生については、医学系研究科教務学生係に発行を願い出てください。

なお、厳封が必要なときは、医学系研究科教務学生係に依頼してください。

(5) 仮受験票

定期試験時等に学生証を忘失した際に交付します。仮受験票は発行日に限り有効とし、1学期に5枚を限度として交付します。

仮受験票が必要なときは、上記「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

3 証明書類の交付・発行等（上記以外）

(1) 学生証

学生証は身分を証明するものですから、学生は、学生証の交付を受け、これを常時携帯し本学の教職員の請求があったときは、いつでもこれを提示してください。

学生証を携帯していないときは、図書館その他の施設を利用することができないことがあります。

イ 記載事項の変更が生じた場合は、速やかに医学部保健学科・医学系研究科教務学生係に届け出てください。

ロ 紛失、汚損等により再交付を受けるときは、学生センター（鶴甲第1キャンパス）又は医学部保健学科・医学系研究科教務学生係で再交付の手続きをしてください。

ハ 卒業、退学、除籍等により学籍を離れたとき又は休学等により有効期限が経過したときは、学生証を返却してください。

(2) 推薦書その他の証明

就職、進学等のために推薦書、及び提出機関が指定する様式の各種証明書が必要な場合は、できるだけ早く医学部保健学科・医学系研究科教務学生係へ交付を願い出てください。証明書の発行は原則として申込日より3日後（土日祝日その他の休業日を除く）となります。

(3) 健康診断証明書

就職、進学、実習のために必要な場合は、保健管理センター（六甲台キャンパス）又は保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常健康診断証明書の交付は、保健管理センターでは申込日の翌日、名谷分室では申込日の3日後（いずれも、土日祝日その他の休業日を除く）です。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

ただし、大学で行う定期健康診断を受診した者に限り交付します。

(4) 4種感染症予防接種・抗体検査結果証明書

就職、進学、実習等のために必要な場合は、保健管理センター（六甲台キャンパス）又は保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常証明書の交付は、保健管理センターでは申込日の翌日、名谷分室は申し込みの3日後（いずれも、土日祝日その他の休業日を除く）です。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

(5) B型肝炎ワクチン接種・抗体検査結果証明書

就職、進学、実習等のために必要な場合は、保健管理センター（名谷分室）に交付を願い出てください。通常証明書の交付は、当日または翌日に発行（土日祝日その他の休業日を除く）します。

4 通学定期乗車券の購入（通学証明書の発行）

通学定期乗車券を購入するときは、利用する交通機関の定期券発売所で備え付けの申込用紙に所定事項を記入し、学生証及び通学証明書を添えて申し込んでください。ただし、現在使用中（または通学期間終了日から2ヶ月以内）の通学定期乗車券から継続して購入するときは、通学証明書の発行が必要ない場合があります。

通学証明書は、①証明書自動発行機で「通学証明書」交付願をまず発行し、②必要事項を記入して、教務学生係又は学生センターの担当窓口へ提出後、内容を確認のうえ、交付されます。

なお、購入できる通学定期乗車券は宿所（自宅、下宿、寮など）の最寄駅から学校最寄駅までに限られます。

また、一部の交通機関では所定の通学証明書を必要とする場合もあるので、その場合は当該所定の申込用紙に必要事項を記入の上、医学部保健学科・医学系研究科教務学生係に証明を願い出てください。学生証により定期券を購入できる交通機関は次のとおりです。

〔鉄道〕 JR西日本、阪急電鉄、阪神電鉄、京阪電鉄、山陽電鉄、神戸電鉄、神戸高速鉄道、神戸市営地下鉄、南海電鉄、近畿日本鉄道、北大阪急行電鉄、泉北高速鉄道、京福電鉄、大阪市営地下鉄、神戸新交通

〔バス〕 神戸市バス、大阪市バス、尼崎市バス、明石市バス、姫路市バス、阪急バス、阪神バス、山陽バス、神姫バス、南海バス、近鉄バス

注) バスの定期券は月単位になっているところもあるので、購入の時期を誤り、不利益にならないよう注意してください。

また、臨床実習に際しては「実習用通学定期券」の購入ができます。詳しくは医学部保健学科・医学系研究科のホームページ（臨地実習関係）の内容を確認のうえ、申込の手続きをしてください。

5 身上異動・住所変更届の提出

入学時に提出した学生登録票の内容に変更（改姓、改名、住所及び連絡先等）があったときは、速やかに医学部保健学科・医学系研究科教務学生係へ届け出のうえ身上異動・住所変更届を提出してください。

6 休学、復学、退学等の願い出

休学、復学、退学等は、所定の用紙により事前に理由を記入し、医学部保健学科・医学系研究科教務学生係を通じて学部長・研究科長に願い出なければなりません。なお、病気のために休学、退学を願い出る場合は、診断書の添付を必要とします。病気のために休学した者が、病気が回復して復学する場合は、主治医による「復学意見書」の添付が必要となります。また、2週間以上欠席しなければならない事情が生じたときは、定められた様式により欠席届を提出してください。

7 授業料の納付

授業料は、各学期の始めに財務部経理調達課に届け出た銀行口座より引き落とされます。なお、在学中に授業料が改定された場合には、改定時から新授業料が適用されます。

8 授業料免除

2020年4月より「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）が実施され、学部日本人学生等を対象に給付型奨学金と授業料等減免の2つの支援が行われることとなりました。

原則、2020年度以降の国による学部学生の授業料減免はこの新制度によることとなりますが、授業料の納期前6ヶ月以内に、本人もしくは主たる家計支持者が風水害等の災害を受けた場合等により、授業料の納付が著しく困難であると認められる学部在学学生を対象として、新制度による授業料減免とあわせて、神戸大学授業料免除制度を実施いたします。

なお、大学院生にかかる授業料免除はこれまでどおり神戸大学の授業料免除制度を実施いたします。

経済的な理由によって授業料の納付が困難で、かつ、学業成績が優秀な者については、申請に基づき選考のうえ、授業料の全額又は半額が免除される制度があります。免除者の選考は、各期ごとに行われ、申請に関する手続き等の詳細は、公用掲示板及び神戸大学ホームページでお知らせします。

免除対象者

- ①経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- ②授業料の納付期限以前6月以内において、本人の学資負担者が死亡又は、風水害等の災害を受けたこと等により、授業料納付が著しく困難である者

なお、授業料免除申請を行った場合は、申請の結果がでるまでは授業料を納付する必要はありません。結果がでましたら、免除を許可されなかった場合及び半額免除になった場合、口座引き落としされます。

9 学内掲示

名谷キャンパス内で掲示をしようとするときは、学生用掲示板（名谷キャンパスB棟1階ホール）を使用してください。

10 学校施設の使用（名谷キャンパス施設）

授業、学内行事、施設管理等に支障のない限り、研究、集会、スポーツ活動等のため、教室、体育館、グラウンドを使用することができます。使用責任者は所定の使用許可願を医学部保健学科・医学系研究科教務学生係へ提出し、許可を受けてください。

使用に際しては、他の施設使用者及び付近の住民に迷惑にならないよう努め、屋外でのスピーカーによる発声、音楽等は認めません。

また、使用後は、使用前の状態に必ず復帰し、掃除、整理整頓、施錠を行ってください。

11 アルバイトの紹介

アルバイトを希望する学生は、生協において紹介業務を行っています。

なお、アルバイトに従事する際は、常に誠意と明朗さをもって、本学の学生の品位と信用を損なわないようにしてください。

加えて、医療機関での補助的業務のアルバイトは、医療事故を起こす恐れもあるので、その業務内容については、十分に注意して従事してください。

12 学生アカウント利用上の注意（情報基盤センター）

本学では、入学時に学生アカウントを全員に配布しています。このアカウントは必修の情報基礎の受講のみならずネットワークを利用したメールのやりとりや、インターネット上の情報収集、成績確認や履修届の提出、休講補講の照会等、学生生活に不可欠なものです。情報基盤センター（以下「センター」という。）からのアカウント通知書を紛失しないよう十分気をつけてください。また、使い方を間違えると他人に多大な迷惑をかけたり、管理義務を問われることとなりますので、「学生生活案内」の「学生アカウントの利用について」をよく読んで使用してください。

13 車両による通学について（学部生・大学院生共通）

本学（名谷キャンパス、六甲台キャンパス共）では、学生の自家用車による通学は原則として禁止しています。何らかの理由で自動車による通学を希望する学生は車両対策委員会で審議しますので、教務学生係を通して申請書を提出してください。

なお、バイク通学を希望する者は、申請書を提出し、交付された許可シールをバイクに貼らなければなりません。所属学部・研究科の学生担当係または学生センターで登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。また、所定のバイク置き場に駐輪してください。

14 学生更衣室・ロッカーについて

1. 設置

保健学科に在籍する学生の福利厚生施設として、学生の更衣、日常の携帯品を格納するため、在籍期間に亘って使用できる学生更衣室をA棟、B棟及びC棟1階に設けてロッカーを貸与します。

なお、各自が使用できる更衣室・ロッカーの割振り等、本施設の日常的な管理・運営は保健学科学生自治会に委ねています。

2. 使用心得

学生更衣室・ロッカーの使用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 各人ごとに指定したロッカーを使用し、格納品は、学生生活に必要とする日常携帯品に限ること。また、貴重品、危険物等はいれないこと。
- (2) ロッカーには、盗難防止のため、各自において鍵を設定または用意し、必ず施錠すること。
- (3) ロッカーに格納した物品の盗難・破損・紛失等については大学はその責任を負わないので、物品の格納に際し、十分注意すること。
- (4) 更衣室・ロッカーは、常に清潔を保ち、整理・整頓に心掛けること。また、更衣室においては、飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 更衣室を退室するときは、窓の施錠を確認し、必ず消灯、空調の電源を切ること。
- (6) ロッカーを破損又は汚損したときは、直ちに事務室に連絡し、指示を受けること。
- (7) 大学は、適宜、更衣室を点検し、必要に応じて、原状回復等の措置を求めるとともに、ロッカーに不審な物品が格納されている判断したときは、本人立ち会いのもとにその点検を行うことがあること。
- (8) ロッカー外に放置している物品等は、必要に応じて保健学科学生自治会との連携等により、適宜処置することがあるので留意すること。
- (9) 卒業・修了等在籍しなくなるときは、ロッカー内を清掃し、鍵の暗証番号を初期化した上、速やかに明け渡しすること。

15 自習室について

1. 設置

医学部保健学科・医学系研究科に在籍する学生の福利厚生施設として、学生が自学・自習を快適に行うことを目的として自習室をB棟2階に設けています。この室は午前8時30分から午後8時までの間、自由に使用することができます。

2. 使用心得

自習室の使用に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 学生は自由に使用することができるが、室内の椅子等備品の室外への持ち出しは禁止する。
- (2) 室内は常に清潔、整理整頓に留意し、使用後の清掃等は責任をもって行い、特に、空調・消灯・窓の戸締まりの点検は必ず行うこと。

16 各種の届出・願出書類及び発行証明書類の概要

1. 届出書類・願出書類

名 称	内 容	手 続 期 間	備 考
学生登録票	学生の基本情報を届ける	入学時	入学時に全員提出
身上異動・住所変更届	改姓，改名，住所変更等があった場合	異動，変更後速やかに	身上異動の場合，証明書類を添付。
学生証再交付願	学生証を紛失，汚損，破損等した場合	理由が発生したとき	再発行には1週間程度かかります。
欠席届	長期欠席する場合 (2週間～3か月)	理由が発生したとき	
休学願	休学する場合 (3か月以上)	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
復学願	休学中の者が復学する場合	理由が消滅したとき	病気により休学していた場合，医師の診断書(大学所定のもの)を添付。
退学願	退学する場合	理由が発生したとき	理由が病気の場合，医師の診断書を添付。
留学生一時出国届	留学生が一時帰国する場合等	その都度	留学生
事故報告書	学内，通学中などで事故に逢った場合	その都度	保険給付の対象になる場合，保険の事故報告書を別途提出。
履修科目の登録上限を 超えて登録できる者の 「審査申請書」	年間及び学期毎の履修登録単位数を超えて履修をしようとする場合	毎年4月	学部学生のみ
学外授業・施設見学等実施計画書	研究及び就職等のため，学外施設を利用する場合	その都度	公文書による依頼が必要なとき，関係教員の承認を得て提出すること。

備考：休学，復学，退学の願い出は，できるだけ休学，復学，退学をしようとする日の1か月前までに行ってください。

2. 証明書類（証明書自動発行機により交付するもの）

名 称	内 容	交付にかかる日数	備 考
学割証（学校学生生徒 旅客運賃割引証）		「証明書自動発行機」 より即時発行	1回の発行は2枚まで 1人につき年間15枚まで (上限を超えて使用を希望する場合は 教務学生係に申し出てください。)
在学証明書			
学部卒業見込証明書 (和文・英文)			最終年次在籍者に発行
博士課程前期課程 修了見込証明書 (和文・英文)			最終年次在籍者に発行
学業成績証明書			博士課程後期課程の学生は 教務学生係に願い出てください。
通学証明書 (通学定期券の購入)			1路線につき1枚必要 発行後、教務学生係まで提 出してください。
仮受験票			発行時までパスワードの 設定が必要

備考：証明書自動発行機が故障などにより使用できない時は、教務学生係窓口で対応します。

3. 証明書類（上記以外）

名 称	内 容	交付にかかる日数	備 考
博士課程後期課程 修了見込証明書 (和文・英文)		申込日を含め3日程度 (休日を除く)	博士論文題目届を提出した 者に発行
推薦書その他の証明			
健康診断証明書	各種奨学金申請，就職， 進学など。	通常証明書は 申込日の翌日 (土日祝日を除く)	特殊な証明書の場合、 発行までに数日かかる ことがあります。
実習用通学定期券購入に かかる証明書	臨地・臨床実習等，長期 間学外で教育・研究活動 を行う場合。	約1か月	定期券購入は、おおむね1 か月以上の期間が必要。

備考：上記の証明書類は教務学生係に願い出てください。
(健康診断証明書は、保健管理センター名谷分室)

VII 奨学金制度

奨学金制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

1) 奨学金の種類

イ 給付奨学金（原則返済不要）

人物・学習意欲ともに優れ、真に支援が必要な低所得者世帯の者と認定された者に給付されます。（学部学生のみ対象）

ロ 第一種奨学金（無利息奨学金）

人物・学業ともに特に優れ、経済的理由により著しく修学に困難があるものと認められた者に対して貸与されます。

ハ 第二種奨学金（利息付奨学金）

人物、学業ともに優れ、経済的理由により修学に困難があるものと認められた者に対して貸与されます。

2) 給付型奨学金、第一種奨学金及び第二種奨学金の併用

給付奨学金の給付や第一種奨学金の貸与を受けることによってもなおその修学を維持することが困難であると認められる者に対して、併せて複数の奨学金を給付・貸与されることがあります。

3) 2020年度以降採用者の給付月額、平成30年度以降入学者の貸与月額（国・公立大学）

種類		自宅通学	自宅外通学
給付奨学金 (原則返済不要)	学部学生	7,300円, 9,800円, 19,500円 又は29,200円	16,700円, 22,300円, 44,500円 又は66,700円
	学部学生	20,000円, 30,000円 又は45,000円	20,000円, 30,000円, 40,000円 又は51,000円
第一種奨学金 (無利息)	博士課程前期課程学生	50,000円又は88,000円	
	博士課程後期課程学生	80,000円又は122,000円	
	学部学生	2～12万円（1万円単位）から選択	
第二種奨学金 (有利息)	学部学生	2～12万円（1万円単位）から選択	
	博士課程前期課程学生	5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円	
	博士課程後期課程学生	から選択	

(参考) 第二種奨学金は貸与途中に貸与月額を変更することができます。

なお、利息は利率固定方式と利率見直し方式のいずれか一方を選択する選択制ですが、いずれの方式も上限は年利3%です。（変更の可能性あり）

4) 募集の時期

募集は、4月及び10月（年2回）に行います。募集に関することは、医学部保健学科掲示板及び神戸大

学ホームページにてお知らせします。

ただし、学部1年次生については、学生センター掲示板（鶴甲第1キャンパス）及び神戸大学ホームページにてお知らせしますので注意してください。

5) 出願手続

奨学生志願者は、医学部保健学科・医学系研究科（教務学生係）で出願書類の交付を受け、所

定の期日までに提出してください。なお、書類提出の他にインターネットによる申し込みも必要となりますので注意してください。詳細は掲示板でお知らせします。

ただし、学部1年次生については、学生センター（鶴甲第1キャンパス）で出願書類の交付・受付をします。

6) 採否決定の時期

採否は、4月募集分は6月下旬～7月中旬、10月募集分は11月下旬～12月中旬にかけて、申請時に提出したレターパックで郵送により通知されます。

7) 奨学金の交付

採用後の奨学金の交付は、原則として毎月1回、銀行の普通預金口座（本人名義）に振り込まれます。

8) 奨学生の心得

イ 奨学生は日本学生支援機構の定める奨学規程その他の規程を守り、同機構及び大学の指示に従うと共に奨学生としての資質の維持向上に努める必要があります。

従って、学業成績が不振であったり、その他性行状況が奨学生として適当でないと認めるときは、奨学金の交付が停止又は廃止されることがあります。

ロ 奨学生は毎年1月に『貸与学通知書』を受け取り、インターネット入力により『適格認定奨学金継続願』を提出し、適格認定を受ける必要があります。提出を怠った場合、奨学金の貸与が停止となりますので、必ず提出してください。（詳細は掲示で告知）

9) 奨学金の返還

奨学金の貸与が卒業・退学等により終了する者は、医学部保健学科（教務学生係）で返還誓約書と返還の手引きを受け取り、必要事項を記入の上、提出してください。対象者へは、その都度掲示等で連絡します。（掲示で告知するので要注意）

貸与を受けた奨学金は、貸与終了半年後から返還していくことになります。

10) 緊急（応急）採用奨学金制度について

学資負担者の失職、破産、勤め先の倒産・経営不振、病気、事故、死亡、離別等、また火災、風水害、震災等による家計急変のため、緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合（事由発生からおおむね1年以内の申し出も可）は、緊急（応急）採用奨学金制度がありますので、随時医学部保健学科（教務学生係）まで申し出てください。

11) 特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金（学資金）の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

対象者は、大学院第一種奨学金採用者で、当該年度中に貸与終了する者（満期・辞退・退学等含む）。(2) 必ずしも課程修了は要件とはしませんが、個々の学生の評価に当たっては貸与終了時の在学している課程で特に優れた業績を挙げたことが必要です。

12) 返還免除内定制度

平成30年度以降に博士（後期）課程に入学し、第一種奨学生に採用された1年次を対象として、貸与終了時に決定する業績優秀者返還免除を内定する制度です。

(2) その他の育英奨学団体奨学金

上記以外の奨学金については、募集があればその都度掲示します。(学部1年次生対象のものは学生センター掲示板に掲示します。)

VIII 心身の健康管理

心身の健康管理

学生生活を全うするうえで最も大切なことは、心身ともに健康であるということです。本学には学生や職員の心身の健康に関する専門的業務を行う神戸大学インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下、保健管理センターとする）が設置されていて、諸種の健康診断や再検査・精密検査、日常の救急処置、健康相談（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）、保健指導、健康教育などを行っています。学生の皆さんも保健管理センターを大いに利用して、健康の保持・増進に役立ててください。なお、保健管理センターを利用される時は、学生証を持参してください。

また、万一の病気や事故に備えて、健康保険証または健康保険遠隔地被扶養者証を手元に置かれることをお勧めします。名谷キャンパスには、保健管理センター名谷分室（「からだの健康相談」、「こころの健康相談」）（078-796-4537）があり、キャンパスライフ相談窓口もあります。

（1）保健管理センターの利用方法と手続き

1) 健康診断と再検査・精密検査

健康診断の日程等については、所定の掲示板や保健管理センターホームページなどで予め連絡しています。疾病の予防と早期発見のため、必ず受検してください。健康診断を受けなかった時は、当該健康診断と同等の実施項目を含む（病・医院等での）健康診断証明書を保健管理センターに提出しなければならない旨、定められています。医学部保健学科・医学系研究科では、定期健康診断を受検せず、（病・医院等での）健康診断証明書の提出もしなかった場合には、臨床実習授業科目の履修をすることができません。

社会人等で職場における定期健康診断を毎年受検している方は、その結果のコピーを提出することによって、健康診断の一部または全部の受検に替えることができます場合があります。健康診断の受検や（病・医院等での）健康診断証明書の提出ができない特別な理由がある時は、保健管理センターに相談してください。健康診断の結果、異常が発見された方に対しては個別に連絡し、再検査や精密検査を行うとともに、保健指導や病・医院等への紹介、休学や復学の手続きなどについてのお手伝いをしています。

医学部保健学科・医学系研究科の学生（研究生等を含む）の皆さんを対象とする健康診断の実施項目などは、次頁の表のとおりです。なお、特殊健康診断は、放射線や放射性同位元素、有機溶剤などの有害物質を用いた実験などに携わる方を対象とするものです。

2) 健康診断証明書の発行（4種感染症・B型肝炎の証明書に関しては「Ⅶ学生の日常周知事項-3-(4)~(5)」を参照）

各種の健康診断証明書（奨学金申請用、競技会参加用、留学用、大学院進学用、就職用など）は、保健管理センターにおいて実施される上記の健康診断を受検した場合にのみ、保健管理センターから発行されます。希望される方は、六甲台キャンパスでは保健管理センターへ、名谷キャンパスでは保健管理センター名谷分室へ申し込んでください。通常健康診断証明書の交付は、申込日の翌日（土日祝日その他の休業日を除く）です。競技会参加用健康診断証明書の場合、追加検査の実施等のため1週間程度を要することがありますので、早めに申し込んでください。その他、健康診断の実施項目に含まれていない内容についての証明が必要な時は、保健管理センターに相談してください。

交付方法に関する最新情報は保健管理センターホームページを参照してください。

3) 救急処置

学内で発生した急な病気や事故など、救急処置を必要とする時は六甲台キャンパスでは保健管理センターへ、名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**または近くの教員へ連絡し、指示を受けてください（患者を動かしてはいけない場合があります）。重症ないし重体と判断される場合には、同時に消防救急隊（119番）へ連絡してください。学内にはAED（自動体外式除細動器）が設置されていますので、日頃から設置場所を確認しておいてください。（名谷キャンパスではB棟2階正面玄関と体育館に設置されています。）

なお、兵庫県内の医療機関の所在地や診療科目等については、厚生労働省の医療情報提供システム（医療情報ネット）で検索することができます。

医学部保健学科・医学系研究科の学生（研究生等を含む）を対象とする健康診断の実施項目

健康診断 対象者 項目	新入生 健康診断	医学部保健学科・医学系研究科 健康診断				新入学研究生 健康診断 (秋期)	特殊健康診断 (前期・後期)
	※1 学部 新入生	※2 学部 2・3年生	※2 学部 4年生	※2 大学院生 ・研究生等 (留学生含む) (新入生)	※2 大学院生 ・研究生等 (留学生含む) (新入生以外)	※3 秋期入学 研究生	放射線・R I ・有機溶剤 等取扱者
健康調査票	○			○		○	
問診	○	○	○	○	○	○	○
身長・体重	○	○	○	○	○	○	
視力	○	○	○	○	○	○	
血圧	○	○	○	○	○	○	
検尿	○			○		○	
胸部X線撮影	○	○	○	○	○	○	
血液検査		○*6					○
内科検診	○		○	○	○*4	○	○*5
眼科検診							○*5
耳鼻咽喉科検診							○*5
皮膚科検診							○*5

(備考)

- *1 医学部保健学科の新入生は、新入生健康診断（4月初旬に六甲台キャンパスにて実施）を受検してください。
- *2 2年次以降の学生と、医学系研究科（先進生命医科学系専攻（健康科学領域、健康科学専攻）の新入生を含む大学院生・研究生等は、医学部保健学科・医学系研究科健康診断（5月中旬に名谷キャンパスにて実施）を受検してください。
なお、先進生命医科学系専攻（未来社会医学領域、未来社会医学専攻）の学生が受検するキャンパスは、教務学生係からお知らせします。
- *3 秋期入学の研究生は、新入学研究生健康診断（10月下旬に六甲台キャンパスにて実施）を受検し、次年度の健康診断（5月中旬に名谷キャンパスにて実施）も受検してください。
- *4 新入生以外の大学院生・研究生等を対象とする健康診断における内科検診については、大学院課程最終学年のみに実施。
- *5 特殊健康診断における内科検診、眼科検診、耳鼻咽喉科検診、皮膚科検診は従事する業務の種類等に応じて実施。
- *6 2年次の学生のみ、B型肝炎に関する血液検査を4月後半に名谷キャンパスにて実施。

4) 健康相談（「からだの健康相談」と「こころの健康相談」）

からだの健康相談・・・保健管理センターでは、内科その他の医師が身体の不調に関する相談を受け付けています。病気は予防と早期発見，早期治療が一番です。気になることがあったら，いつでも気軽に相談してください。詳しくは下記の健康相談日程表を御覧ください。

こころの健康相談・・・カウンセラーと精神神経科医が，あらゆる心の悩みや心配事の相談に応じています。例えばこんな時，一人でよくよしないで気軽に相談してください。

心理について	対人関係で悩んでいる（友人・異性）。 自分の性格や能力について悩みがある。 ノイローゼ気味で毎日が不安である。何もやる気がしない。
心身の状態について	最近睡眠がたいへん短くなっている。 食事が減ったり，逆に食べ過ぎたりしている。
学業について	学業に対する意欲がなく，身が入らない。 転学部・転学・休学・退学をしようと迷っている。
将来について	卒業後や今後のこと（進路や職業など）について悩んでいる。
日常生活について	サークルのことで悩んでいる。家庭や下宿でうまくいかない。 ハラスメントやストーカーの被害にあっている。 人生の意義・目的がわからない。・・・などです。

「相談内容の秘密は厳守されます。」

健康相談（「からだの健康相談」，「こころの健康相談」）日程表

		月	火	水	木	金
保健管理センター (六甲台)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○	○	○	○	○
保健管理センター (深江分室)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談			○ (9時～12時) (第1・3週)		
保健管理センター (楠分室)	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○ (14時～17時)	○ (14時～18時)	○ (第2・4週) (9時～12時) (18時～19時)	○ (9時～12時)	
保健管理センター 名谷分室	からだの健康相談	○	○	○	○	○
	こころの健康相談	○ (9時～12時) (第2・4週)				

(備考) 保健管理センター（深江分室，楠分室）の開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00～12:00（受付は 11:30 まで）と 13:00～17:00（受付は 16:30 まで）です。保健管理センター名谷分室の開所時間は土・日・祝日を除く毎日 9:00～11:30（受付は 11:25 まで）と 12:15～17:00（受付は 16:50 まで）です。救急処置を必要とする方については 9:00～17:00 の間いつでも受け付けています。

・上記「健康相談」の開設曜日・時間は、変更する場合があります。最新の情報は、保健管理センターホームページ (<http://www.health.kobe-u.ac.jp/consultation/>) にてご確認ください。

所属学部にかかわらず、どのキャンパスの「からだの健康相談」、「こころの健康相談」でも利用していただけます。

・「健康相談」を希望される方は、保健管理センター（名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**）へ直接来られるか、電話で申し込んでください。（待ち時間の緩和のために、できればお電話ください。特に午前中は健康診断や再検査・精密検査等で混雑している場合があります。また、「こころの健康相談」では、予約がないと十分な相談時間がお取りできないことがあります。）

「こころの健康相談」については、手紙や電話での相談も受け付けています。

5) 保健指導

健康診断や再検査・精密検査の結果、保健指導が必要な方に対しては、個別に連絡しています。自ら保健指導を希望される方は、健康相談と同様に、保健管理センター（名谷キャンパスでは**保健管理センター名谷分室**）に申し込んでください。

6) 健康教育

保健管理センターが主催する講演会へは、どなたでも参加できます。開催日時などの詳細は、決まりしだい所定の掲示板や下記の保健管理センターホームページなどで案内しています。HIV・STD等に関するハンドブックや、保健管理センターが発行する各種冊子を希望される方は、保健管理センターまたは**保健管理センター名谷分室**までお申し出ください。健康ビデオ・書籍の閲覧・貸し出しを希望される方も同様です。

7) その他

保健管理センターに関する詳しい案内や最新のお知らせは、保健管理センターホームページ (<http://www.health.kobe-u.ac.jp>) を御覧ください。

保健管理センターは、神戸市営バス36系統「神大本部工学部前」下車すぐ、神戸大学本部庁舎玄関入って右にあります。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

神戸大学保健管理センター TEL 078-803-5245

また、**保健管理センター名谷分室**は、A棟209号室にあります。

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘7-10-2

神戸大学医学部保健学科内 **保健管理センター名谷分室** TEL 078-796-4537

(2) 麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘に対する感染予防措置について

1) 麻疹・風疹のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

神戸大学ではキャンパス内での麻疹・風疹の流行を防止するため「麻疹・風疹登録制度」を定めています。

医学部（医学科・医療創成工学科・保健学科）、大学院医学系研究科では、すべての新入生に①、②のいずれかを提出していただき、提出した方には「登録済シール」を発行します。登録済シールの交付を受けた方は、本学の学生に麻疹や風疹の感染が拡大し、または拡大するおそれがあることに伴う授業への出席停止措置（立ち入り禁止措置を含む）がとられた場合であっても、授業への出席（本学への立ち入りを含む）ができます。また、麻疹や風疹の流行時であっても各種の実習及び対外試合を含む課外活動に参加することができます。

①麻疹・風疹に対するワクチンの接種を、満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類（推奨）

②過去5年以内に受けた麻疹・風疹の抗体検査の結果が、「麻疹と風疹の発症を防ぐのに十分な血中抗体価（次頁の表を参照）を有していること」を証明する書類（「抗体検査結果証明書」）

*①のワクチンは、麻疹・風疹混合ワクチン（MRワクチン）等の混合ワクチンでもかまいません。

*①では、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていることが必要です。

*母子手帳等のワクチン接種記録や接種済証も、接種したワクチンの種類と接種年月日が記載されていれば①の書類として使用できます。

*既往歴（かかったこと）がある場合は②を提出するか、ワクチン接種を受けて①を提出してください。

*②では、次頁の表の血中抗体価の測定方法と測定値が記載され、測定値が同表の判定基準を満たしていることが必要です。血液検査結果票そのものの提出でもかまいません。血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチン接種を受け、①を提出してください。

*①、②の書類の組み合わせ、例えば麻疹については①、風疹については②を提出してもかまいません。

*麻疹および風疹の血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によってワクチン接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。

2) 流行性耳下腺炎・水痘のワクチン接種（予防接種）・抗体検査に関する書類の提出について

医学部(医学科・医療創成工学科・保健学科)，大学院医学系研究科では上記の麻疹・風疹に加えて、流行性耳下腺炎と水痘についても、①②のいずれかを証明する書類を所定の様式により提出していただきます。(所定の様式は「入学の手引き」とともに郵送済み)

①ワクチン接種を満1歳以降にそれぞれについて2回ずつ受けたことを証明する書類（推奨）

②過去5年以内に受けた抗体検査の結果が「発症を防ぐのに十分な血中抗体価（下表）を有していること」を証明する書類（「抗体検査結果証明書」）

医療従事者には、原則2回のワクチン接種歴が求められるようになってきていることから、可能な限り①の2回のワクチン接種歴を提出することをお勧めします。罹患歴がある場合は②でもかまいません。

また、血中抗体価が不十分な場合には、必要なワクチンの接種を満1歳以降にそれぞれについて2回ずつとなるように提出期限までに受けていただきます。(2回のワクチン接種は4週間以上の間隔をおいて受ける必要があります。)

流行性耳下腺炎および水痘の血中抗体価が不十分にもかかわらず、病気や体質等やむを得ない事情によって予防接種を受けられない場合には、その旨を記載した文書（医師による証明書等）を提出してください。

発症を防ぐのに十分な血中抗体価の測定方法と判定基準

区 分	測定方法	判定基準	備 考
麻 疹	IgG-EIA 法 PA 法 NT 法	16.0 以上の陽性 256 倍以上の陽性 8 倍以上の陽性	3つの測定方法のうち、 いずれかで陽性
風 疹	HI 法 IgG-EIA 法	32 倍以上の陽性 8.0 以上の陽性	2つの測定方法のうち、 いずれかで陽性 (HI 法を推奨)
流行性耳下腺炎	IgG-EIA 法	4.0 以上の陽性	
水痘	IgG-EIA 法 IAHA 法 NT 法	4.0 以上の陽性 4 倍以上の陽性 4 倍以上の陽性	3つの測定方法のうち、 いずれかで陽性 (IgG-EIA 法を推奨)

*ワクチン接種歴が条件を満たす場合や追加接種する場合は、抗体検査は不要です。

*血中抗体価の測定は、この表の方法によってください。

*発症を防ぐのに十分な血中抗体価は、測定方法によって異なります。また、単に抗体陽性とされる値よりは高い値なので注意してください。医学部（医学科・医療創成工学科・保健学科），大学院医学系研究科では、特に麻疹の判定基準が高い値となっています。

*医療機関を受診する際には、必要なワクチン接種や抗体検査（定量検査）を受けることができるか、予め確認してください。また、本書を医師に提示する等して必要な証明書を発行してもらってください。(特に抗体検査を受ける場合は、測定方法と判定基準を確認していただけてください。)

*各種証明書の提出に当たっての留意事項

(1)証明書の原本と写し(A4版コピー)1部を持参してください。

(2)母子手帳の写しは、「証明書に該当する頁」と「本人氏名の確認できる頁」を両面コピーとして作成してください。

(3) キャンパスライフ相談窓口

1) キャンパスライフ支援センター

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

電話 078-803-5258

2) 名谷キャンパスにおけるキャンパスライフ相談窓口

キャンパスライフ相談窓口は、あなたと一緒に問題の解決にあたります。
一人で悩まずに、ちょっと勇気を出して相談してみませんか。

もちろん秘密は厳守します。

きっとあなたの力になれるはずです。

キャンパスライフ相談窓口運営委員

(氏名)	(職名)	(専攻)	(研究室)	(電話番号)
藤田 和佳子	教授	看護学	E-703	078-796-4575
亀岡 正典	教授	検査技術科学	C-416	078-796-4594
藤野 英己	教授	理学療法学	E-607	078-796-4542
石岡 俊之	教授	作業療法学	E-606	078-796-4573

上記のメンバー以外にも、あなたが話せると思える人が相談員です。

所属する専攻にこだわらず、自由に連絡をとってください。

相談窓口では、必要に応じて学内、学外の専門の方を紹介することもあります。

(4) 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

平成 18 年 1 月 24 日 制定
最近改正 令和 6 年 3 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人神戸大学(以下「大学」という。)における全ての職員並びに幼児、児童、生徒、学生及び研究生等(以下「学生等」という。)が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、大学におけるハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応(以下「ハラスメントの防止等」という。)に関する事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント 次にイからホまでに掲げるものをいう。

イ セクシュアル・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、言葉、視覚、行動等により、就労、就学、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が職務及び学業を行う上で利益又は不利益を与え、就労、就学、教育及び研究のための環境(以下「教育研究環境等」という。)を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ロ アカデミック・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、優位な立場や権限を利用し又は逸脱して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ハ パワー・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、自らの地位若しくは権限又は事実上の上下関係を不当に利用して、その指示、指導等を受ける者の向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ニ マタニティ・ハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、妊娠、出産又は育児を理由として、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ホ その他のハラスメント 職員又は学生等が他の職員又は学生等に、飲酒の強要、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害して、向学意欲、労働意欲及び教育研究環境等を阻害又は悪化させる結果となる不適切な言動等を行うことをいう。

ヘ 性暴力 次に掲げるものをいう。

(イ) 上記イを含め、職員又は学生等が他の職員又は学生等に、相手の意に反する性的な行為等(性交等、わいせつな言動等)を行うことをいう。

(ロ) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和 3 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に定める児童生徒性暴力等に該当する行為をいう。

(2) 被害を訴えた人 ハラスメントによる被害を受けたと訴えた職員又は学生等をいい、加害者として訴えられたことにより被害を受けたと訴えた職員又は学生等を含む。

(3) 加害者とされた人 被害を訴えた人がハラスメントを行ったとする職員又は学生等をいう。

(4) 部局 各機構、国際人間科学部、医学部、各研究科、高等学術研究院、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院、附属学校部、各学内共同教育研究推進組織、各学内共同管理・支援組織、戦略企画室、産官学連携本部、地域連携推進本部、DX・情報統括本部、カーボンニュートラル推進本部、ウェルビーイング推進本部、国立大学法人神戸大学学則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 18 条第 1 項の規定により設置される室、事務局(監査室及び内部統制室を含む。)、文理農等キャンパス事務部及び社会科学系事務部をいう。

(学長の責務)

第2条の2 学長は、職員及び学生等が個人として尊重されるとともに、就労上及び就学上の適正な環境を維持するため、ハラスメントの防止等に必要な措置を講じなければならない。

(担当理事の責務)

第2条の3 ハラスメント担当の理事(以下「担当理事」という。)は、学長の指示に基づき、ハラスメントの防止等に関し総括する。

2 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 担当理事は、ハラスメントの防止等のため、職員に対し、研修を実施しなければならない。

4 担当理事は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(部局の長の責務)

第2条の4 部局の長は、部局におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 部局の長は、ハラスメントの防止等のため、職員及び学生等の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

3 部局の長は、職員に対し、自ら実施することが適当と認められるハラスメントの防止等のための研修について計画を立て、その実施に努めるものとする。

4 部局の長は、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(管理監督者の責務)

第2条の5 職員を管理若しくは監督又は学生等を指導する地位にある者(以下「管理監督者」という。)は、当該管理若しくは監督する職員又は指導する学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(職員及び学生等の責務)

第2条の6 職員及び学生等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 職員及び学生等は、この規程並びにこの規程に基づく部局の長若しくは管理監督者の指示又は指導に従い、ハラスメントの防止等に協力し、並びに次条第4項に規定するハラスメント調査委員会及び同条第6項に規定する全学ハラスメント調査委員会の調査等に協力しなければならない。

(ハラスメント防止・対策本部)

第3条 大学に、ハラスメントに関する相談に対応するため、ハラスメント防止・対策本部(以下「防止・対策本部」という。)を置く。

2 防止・対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 担当理事

(2) 学長が指名する理事(前号の理事を除く。)

(3) 事務局長

(4) インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長

(5) その他学長が必要と認めた者

3 防止・対策本部に本部長を置き、担当理事をもって充てる。

4 防止・対策本部は、相談員等からのハラスメントに関する相談についての報告に対し、被害を訴えた人の意向を確認の上、相談の内容に応じた対処方法を決定するとともに、加害者とされた人が所属する部局(以下「特定部局」という。)の長にハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)の設置等を指示する。

5 前項の規定により、防止・対策本部から調査委員会の設置以外の対応に係る指示を受けた特定部局の

長は、適切に対処し、当該結果を速やかに防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

6 前2項の規定にかかわらず、防止・対策本部は、ハラスメントに関する相談について審議した結果、必要と認めた場合は、学長へ全学ハラスメント調査委員会(以下「全学調査委員会」という。)の設置を要請することがある。

7 防止・対策本部は、必要に応じ、相談事項への対応等を、相談員に報告するものとする。

(防止委員会)

第4条 大学に、ハラスメントの防止等に関し、その対策等について審議し、その実施及び推進を図るため、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。この場合において、学長は、委員が両性の委員で構成されるよう配慮するものとする。

(1) 担当理事

(2) 人文学研究科、国際文化学研究科、人間発達環境学研究科、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、理学研究科、医学研究科、保健学研究科、工学研究科、システム情報学研究科、農学研究科、海事科学研究科、国際協力研究科及び経済経営研究所から選出された教授各1人

(3) 事務局長

(4) 保健管理センター所長

(5) 事務局長が指名した事務系職員若干人

(6) その他学長が必要と認めた者

3 防止委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) ハラスメントの防止に関する研修・啓発活動の企画及び実施に関すること。

(2) ハラスメントに関する相談への対応に関すること。

(3) その他ハラスメントの防止に関すること。

4 第2項第2号、第5号及び第6号の委員は、学長が任命する。

5 第2項第2号、第5号及び第6号の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 防止委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

7 委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

8 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

9 防止委員会において、ハラスメントに関する相談に対応するに当たっては、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意するものとする。

10 この条に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会が定める。

(相談窓口)

第5条 ハラスメントに関する相談窓口として相談員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 部局の長及び部局選出の評議員

(2) 神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条に定める者

[神戸大学学生委員協議会規程(平成16年4月1日制定)第2条]

(3) 部局の長から指名された職員

(4) 保健管理センターの保健管理医及び「こころの健康相談」のカウンセラー

2 前項第3号の相談員の部局毎の人数については、防止委員会が定めるものとし、部局の長は、相談員の指名に当たっては、女性の指名について配慮するものとする。

3 相談員の責務は、次に掲げるとおりとする。

(1) ハラスメントに関する相談に応ずるとともに、自主的解決への支援等を行うこと。

(2) 関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに相談内容に関して秘密保持に留意すること。

- (3) ハラスメントに関する相談を受けた場合は、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の
本部長に報告すること。
- 4 相談員は、学長が委嘱する。
- 5 相談員の主配置先又は所属並びに氏名及び連絡先については、毎年明示するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、ハラスメントに関する相談は、相談員以外の職員に行うことができる。
この場合において、相談を受けた者は相談内容に関し秘密保持に留意し、被害を訴えた人の意向を確認の上、防止・対策本部の本部長に報告するものとする。

(調査委員会)

第6条 第3条第4項の規定に基づく調査委員会は、特定部局以外の部局に所属する職員1人以上を含む3人以上の委員をもって組織する。

- 2 前項の特定部局に所属する委員については、特定部局の長が指名する。
- 3 第1項の特定部局以外の部局に所属する委員については、特定部局の長が、当該部局の長に選出を依頼し、選出された者に委員を委嘱する。
- 4 特定部局が複数ある場合は、特定部局の長が協議の上、委員の指名又は委嘱を行うものとする。
- 5 前3項の規定により委員を指名又は委嘱することが適当でない場合は、本部長が委員を指名するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、本部長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 7 調査委員会の調査に関して、特定部局の長は、中立の立場を維持するものとする。
- 8 調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、特定部局の長を通じて調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。
- 9 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 10 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該調査委員会に再調査等を指示、又は全学調査委員会を設置することができる。
- 11 調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 12 調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 13 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 14 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができる。とともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 15 調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 16 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学調査委員会)

第7条 第3条第6条の規定に基づき学長が設置する全学調査委員会は、3人以上の委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学外者に委員を委嘱することができる。
- 4 全学調査委員会は、当該ハラスメントに関する事実関係を調査し、調査の結果を防止・対策本部に報告するものとする。

- 5 前項の報告を受けた防止・対策本部は、調査結果を学長に報告するものとする。
- 6 学長は、調査結果の内容に疑義があるときは、防止・対策本部を通じて当該全学調査委員会に再調査等を指示することができる。
- 7 全学調査委員会は、調査の実施に関し、学長が別に指名する外部専門家に適宜意見を求めることができる。
- 8 全学調査委員会は、被害を訴えた人及び加害者とされた人並びにその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとする。ただし、調査を行うに当たっては、事情聴取対象者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重するとともに、聴取事項等に関して秘密保持に留意しなければならない。
- 9 全学調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、加害者とされた人にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
- 10 加害者とされた人は、弁明の際、必要な証拠を提出し、関係者等からの事情聴取を求めることができるとともに補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 11 全学調査委員会は、加害者とされた人が、弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 12 その他全学調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査結果への対処)

第8条 学長は、調査委員会の調査結果により、ハラスメントの事実が明らかになった場合には、国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)等の規定に基づき、ハラスメントの行為者に対し、必要な措置を講ずるものとする。

[国立大学法人神戸大学職員就業規則(平成16年4月1日制定)]

- 2 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人及び加害者とされた人に通知するものとする。
- 3 学長は、調査委員会の調査結果を、被害を訴えた人が所属する部局の長及び特定部局の長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた部局の長は、必要な措置を講ずるものとする。

(啓発及び再発防止のための活動)

第8条の2 担当理事及び防止・対策本部は、この規程の概要について周知させるため、定期的な啓発活動を実施しなければならない。

- 2 担当理事及び防止・対策本部は、ハラスメント等の発生状況を踏まえ、発生した原因を分析し、再発防止策を講ずるものとする。

(調査結果等の取扱い)

第9条 調査委員会の調査資料及び調査結果は、特段の事情がない限り公開しないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 相談員等及びハラスメントに起因する問題の対処に関わる者は、ハラスメントに関する相談者、相談に係る調査への協力その他の対応をした職員又は学生等に対し、そのことをもって就労上及び就学上不利益な取扱いをしてはならない。ただし、虚偽の申し出を行った場合はこの限りでない。

(関係者に対する規程の準用)

第10条の2 職員であった者、学生等であった者その他の関係者(学長が別に定める者に限る。)からのハラスメントに関する相談については、この規程を準用する。

- 2 前項の場合において、職員であった者は、在職しなくなったときから1年以内、学生等であった者は、在籍しなくなったときから1年以内に限り、相談することができるものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第11条 ハラスメントの防止、対応等に関する事務は、総務部人事課又は学務部学生支援課において行う。

- 2 第3条第4項の規定に基づく調査委員会に関する事務は、特定部局の事務部において行う。
- 3 前項の特定部局が複数ある場合には、特定部局の長が協議の上、事務を行う事務部を決定する。
(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和6年3月25日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

IX 学生教育研究災害傷害保険等

(1) 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

この保険は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活を送れるようにするために発足されたものです。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の災害を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。

また、上記の保険に加入していることを条件として加入できる学研災付帯賠償責任保険があります。

ア 加入手続

所定の「払込取扱票」に保険料を添え、入学手続時から4月末日までの間に最寄りの郵便局で振り込んでください。

また、休学、留年により4年を超えて在学する場合は、所定の「払込取扱票」に一年ごとに一年間の保険料を添え、最寄りの郵便局で振り込んでください。

イ 保険対象範囲と保険金額等

保険金は、次の各号の一に該当し、急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った時に下表に応じた額が支払われます。

- ① 正課（講義、実験、実習、演習又は実技による授業）を受けている間
- ② 学校主催の行事（入学式、卒業式等）に参加している間
- ③ ①、②以外で学校施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。
- ④ 課外活動を行っている間
- ⑤ 住居と学校施設等との間を往復する間又は学校施設等相互間を移動する間

保険対象範囲	保険金の種類	支払保険金額（万円）	入院加算金
①正課中 ②学校行事中	死 亡	2,000	入院1日につき 4,000円 (180日限度) 〔左記の金額に 加算して支払 われます。〕
	後 遺 障 害	障害の程度により 120～3,000	
医 療	治療日数により 0.3～30 (治療日数1日以上が対象)		
③学校施設内 ④課外活動中 ⑤通学中等	死 亡	1,000	
	後 遺 障 害	障害の程度により 60～1,500	
	医 療	③④治療日数により 3～30 (治療日数14日以上が対象)	
⑤治療日数により 0.6～30 (治療日数4日以上が対象)			

(備考) 保険請求の際、請求金額が10万円以下で後遺障害がない場合は、医師の診断書は不要です。所定の治療状況報告書に学生（被保険者）が自筆で記入し、治療期間が記載された医療機関の領収書（ない場合は診察券のコピー等）を添えて提出してください。（診察券のコピーのみを添付した場合には、通院日数が明記された書類の有無について保険会社が学生（被保険者）に確認することがあります。）

ウ 保険料と保険期間

適用区分	保険料・保険期間	保険料	保険期間 (年) (所定の修業年限)
学 部 学 生		3,370 円	4 年
博士課程前期課程学生		1,790 円	2 年
博士課程後期課程学生		2,650 円	3 年
在学年限超過学生		1,020 円	1 年ごと

エ 事故報告・保険金の請求手続

① 事故の通知

この保険の対象となる事故が発生した場合はただちに医学部保健学科（教務学生係）に申し出て、「学生教育研究災害傷害保険事故報告書」を提出してください。被保険者であることを確認の上、保険金請求書を交付します。（事故の日から 30 日以内に報告しなかった場合は、保険金が支払われない場合がありますので注意してください。）

② 保険金請求書の送付

請求書に必要事項を記入して医師の診断書（不要の場合もある）を添付のうえ、医学部保健学科（教務学生係）に提出すれば学務部学生センターを通じて、（財）日本国際教育支援協会に送付されます。

(2) 学研災付帯賠償責任保険

医学部保健学科では上記保険（「学研災」）により、授業中・課外活動中・臨床実習中・通学途中の傷害による自己保障をカバーしていますが、その他に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険で学生は全員加入することとしています。

医学生教育研究賠償責任保険（略称「医学賠」）

適用区分	保険料・保険期間	保険料	保険期間 (年) (所定の修業年限)
学 部 学 生		2,000 円	4 年
博士課程前期課程学生		1,000 円	2 年
博士課程後期課程学生		1,500 円	3 年
在学年限超過学生		500 円	1 年ごと

X 学内利用施設, その他学生関係規則等

(1) 神戸大学附属図書館保健科学図書室の利用について

※ 開館時間、休館日、利用案内その他の最新の情報については附属図書館ホームページ <https://lib.kobe-u.ac.jp/> でご確認ください。

神戸大学附属図書館には9つの館室があり、全ての館室を利用することができます。
保健科学図書室は名谷キャンパスで保健学科・医学系研究科のみなさんをサポートします。

1 館内案内

<1階>

- ・入退館ゲート

入館の際には磁気式の学生証または図書館利用証が必要です。スマートフォンでも入館できます。貸出手続きをしていない資料を持って退館しようとするアラームが鳴りますのでご注意ください。

- ・ラーニングコモンズ

グループ学習に利用できるオープンスペースです。

- ・グループ学習室

グループ学習に利用できます。事前予約が可能です。

- ・教育用プリンター

情報基盤センターのIDとパスワードでログインして使用できます。

- ・コイン式コピー機

図書館資料の複写のために設置しています。「文献複写申込書」を記入してご利用ください。

- ・新着雑誌・AV・参考図書コーナー

- ・第1書庫

集密書架に雑誌のバックナンバーを配架しています。

<2階>

- ・開架閲覧室

図書を配架しています。閲覧席は静かにご利用ください。

- ・AV(視聴覚)ブース

ヘッドホンの貸出を希望の際はカウンターで手続きしてください。

- ・第2書庫

閉架式書庫です。図書の貸出を希望の際はカウンターで手続きしてください。

- ・トイレ

2 図書・資料の利用方法

(1) 館内閲覧

- ・図書の利用

必要な図書は書架から自由に取り出して閲覧することができます。ただし、閲覧の終わった図書は、もとの位置に確実に戻すか、専用のブックトラックに置いてください。

・禁帯出図書について

参考図書（辞書など）・雑誌は自由に閲覧できますが、館外貸出はできません。（当日貸出のみ可能です。）

(2) 館外貸出及び返却

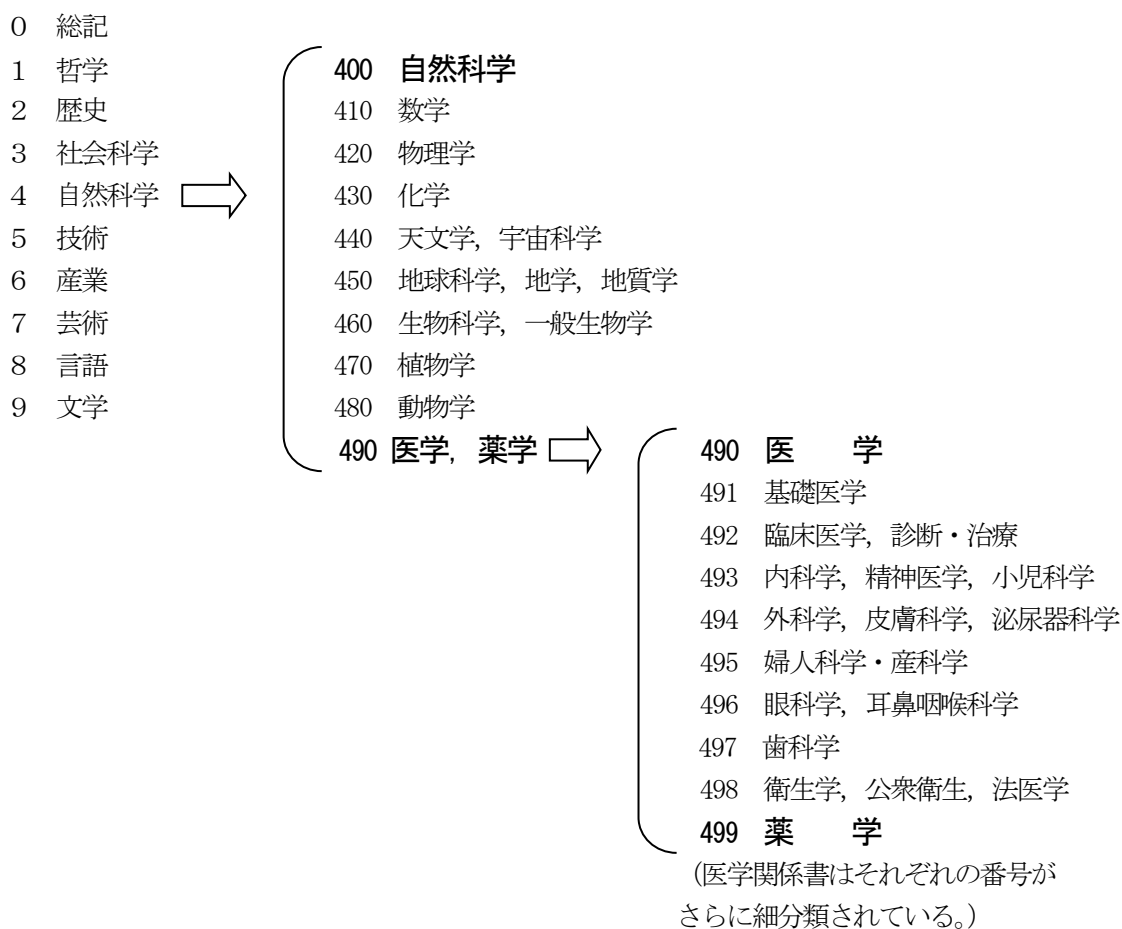
- ・貸出可能な図書はカウンターか図書自動貸出返却装置で手続きを行ってください。
- ・貸出期間は2週間とし、1人10冊以内です。なお、臨床実習期間中は貸出期間を延長できます。
- ・借り出した図書は、転貸借することはできません。
- ・借り出したい図書が貸出中の場合は、予約することができます。
- ・1冊でも延滞している図書がある場合は、返却するまで全館で貸出や延長はできません。
- ・図書を紛失又はいちじるしく汚損した場合には、弁償しなければなりません。

(3) 当日貸出

禁帯出図書や雑誌を一時的に館外に持ち出したい時は、学生証とともにカウンターへ持参し貸出手続きを行ってください。

(4) 図書の配置

- ・図書は、和書、洋書一緒に日本十進分類法（NDC）により分類番号の順に配架されています。分類番号に関する概要は次のとおりです。



また図書の背ラベルの見方は、次のとおりです。

492.9	…… 分類番号（この場合は、臨床医学－看護学）
S	…… 著者又は書名（シリーズのとき）のイニシャル
5	…… 巻次記号

- ・検索はオンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）
（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_search/?lang=0）で行ってください。
神戸大学附属図書館全体の所蔵目録が検索できます。当館所蔵の図書は配架場所のところに保健科学図書室と表示されます。

3 附属図書館ホームページの利用

資料・情報の検索

- ・オンライン蔵書目録（OPAC=Online Public Access Catalog）
（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/opac_search/?lang=0）
神戸大学で所蔵している資料の情報を調べることができます。
- ・電子ジャーナル/電子ブック/データベース
附属図書館ウェブサイトから、図書館の電子リソースへアクセスできます。

アカウントサービス

情報基盤センターのIDとパスワードでログインして利用できます。

- ・貸出・デリバリー・予約状況照会（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/odr_stat/）
現在借りている資料や申し込んだ予約の状況、これまでに借りた本の履歴を確認できます。
- ・貸出期間延長（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/odr_stat/）
貸出期間をオンラインで延長できます。延滞資料がある場合や当該資料に予約がかかっている場合はできません。
- ・予約・デリバリー
貸出中の資料の予約や、学内他館にある資料を最寄りの図書館に取り寄せることができます。
- ・文献複写・現物貸借（有料）（<https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/ill/?lang=0>）
学内他館や学外から論文などのコピーを取り寄せたり、学外から図書現物を借り受けたりすることができます。
- ・学生希望図書リクエスト（https://op.lib.kobe-u.ac.jp/opac/bok_req/）
所蔵されていない資料の購入をリクエストできます。

(参考)

神戸大学附属図書館利用規程

<https://www.office.kobe-u.ac.jp/plan-rules/act/110000113.html>

(2) 神戸大学学生健康診断規程

平成16年4月1日 制定
最近改正 令和4年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

(実施機関)

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門(以下「保健管理部門」という。)が行う。

(健康診断の種類)

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長(以下「保健管理部門長」という。)が必要と認めたときに行うものとする。

(受診の義務)

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

(健康診断の結果の区分及び通知)

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等(各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。)に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

(事後措置)

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

(復学時の受診)

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

(証明書の発行)

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

判 定 区 分		
生活 規 正 の 面	A (要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B (要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C (要注意)	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D (健康)	全く平常の生活でよいもの
医 療 の 面	1 (要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2 (要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3 (健康)	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

(3) 神戸大学学生表彰規程

(平成17年2月17日制定)
最終改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条第2項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。
[神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条第2項]

(表彰の基準)

第2条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
 - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等(以下「競技会等」という。)において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
 - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
 - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
 - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
 - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
 - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

(表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体(以下「表彰候補者」という。)がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

[別記様式第1]

(被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、高等教育推進機構全学教育協議会の議を経て、表彰される者(以下「被表彰者」という。)を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

[別記様式第2]

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当する表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

[第2条第2号]

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則 (令和8年3月31日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(4) 神戸大学学生懲戒規則

平成16年4月1日 制定
最終改正 令和8年3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2(第72条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

[神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第55条の2]

(定義)

第2条 この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

(学生懲戒の基本的な考え方)

第3条 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

(懲戒の対象となる行為)

第4条 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

(試験等における不正行為)

第5条 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
 - イ 有期の停学 期限を付すもの
 - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

(停学期間中の措置)

第7条 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
 - (2) 学位論文審査の受審
 - (3) 本学の施設及び設備の利用
 - (4) 課外活動団体での活動
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。
- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
 - (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
 - (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
 - (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動

3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

(無期の停学の解除)

第8条 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

(登校の停止)

第9条 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

(部局等の長の指導)

第10条 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。

(自主退学・休学)

第11条 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

(懲戒の発議)

第12条 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメント等の防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号及び第2号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めるときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)

第13条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

第14条 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

[第12条第2項]

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

第 15 条 学長は、第 12 条第 5 項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

[第 12 条第 5 項]

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合には、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

第 16 条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

第 17 条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(異議申立て)

第 19 条 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して 14 日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

第 20 条 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和 8 年 3 月 日)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

附 則

(この間の附則は省略)

附 則(令和 8 年 3 月 31 日)

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

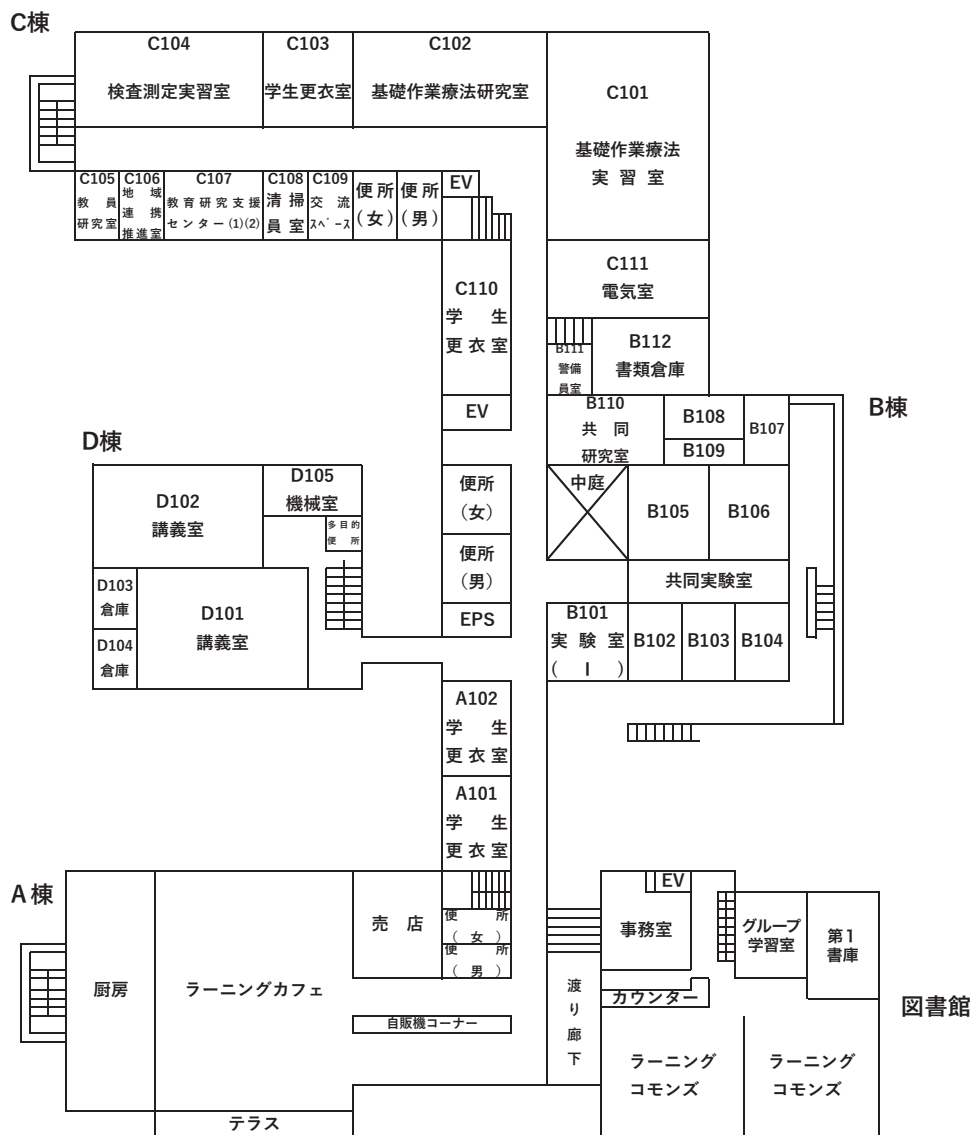
XI 建物配置図等

◎建物配置図



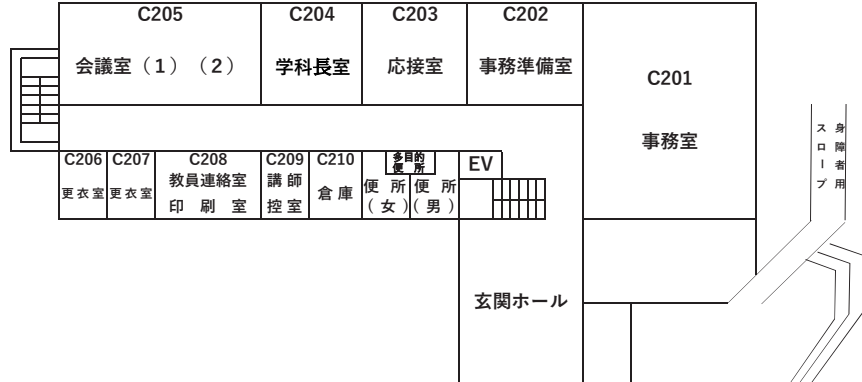
◎校舎平面図及び図書館平面図（A～D棟）

1F



2F

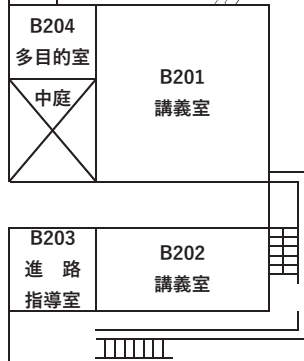
C棟



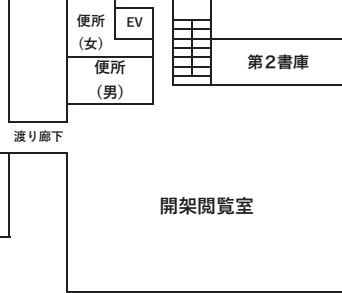
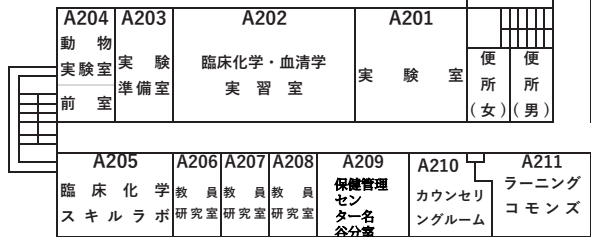
D棟



B棟



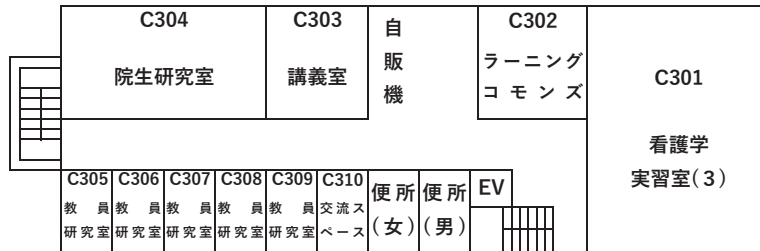
A棟



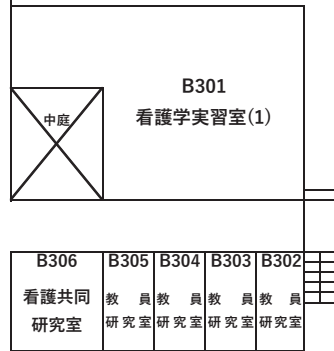
図書館

3F

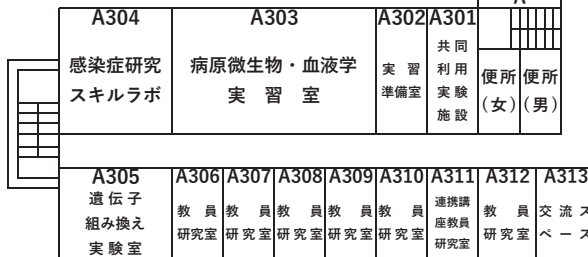
C棟



B棟

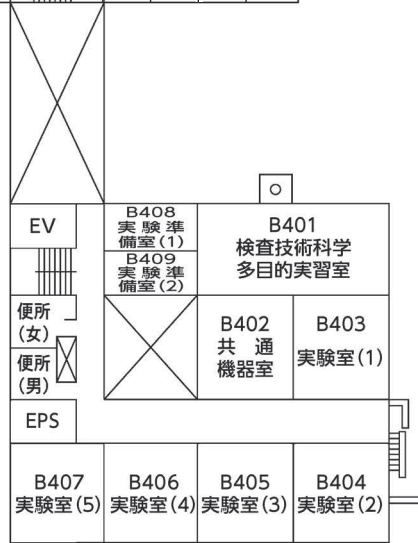
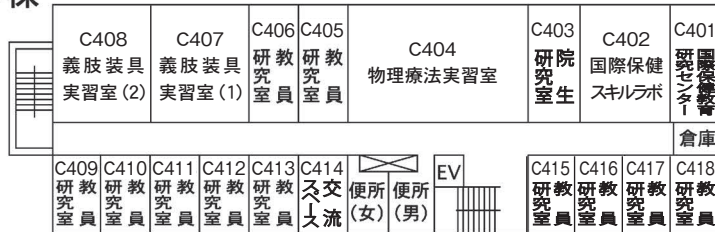


A棟



4F


C棟



B棟


5F

C棟

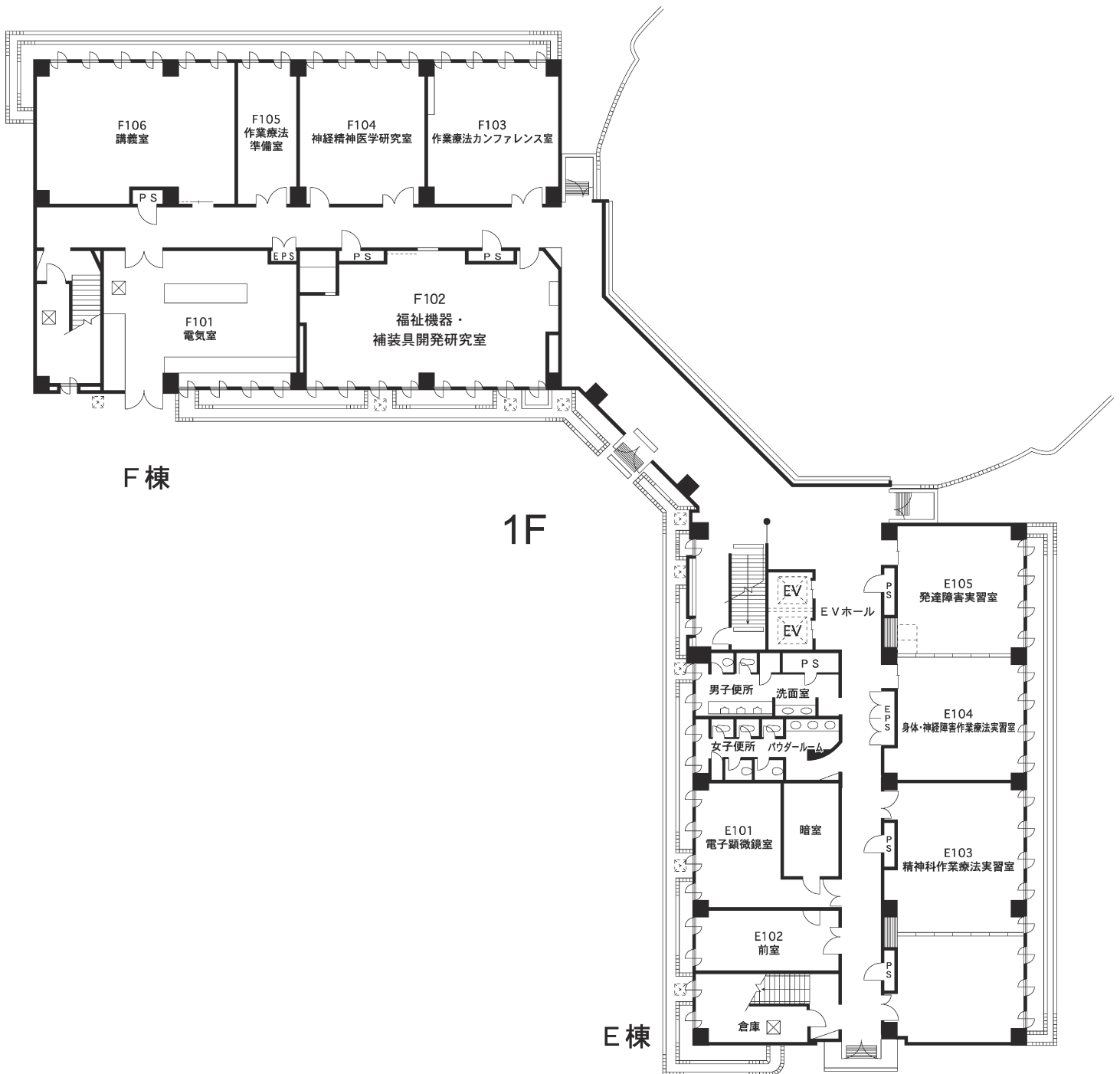
C505 健康科学センター事務室 アジア健康科学フロンティアセンター		C504 院生研究室	C503 運動学・運動療法実習室		C502 生理機能解析室	C501 脳機能測定室		
C506 研究 室員	C507 研究 室員	C508 研究 室員	C509 研究 室員	C510 研究 室員	C511 交 流 大	 便所 (女) (男)	EV	C512 生理学実習室

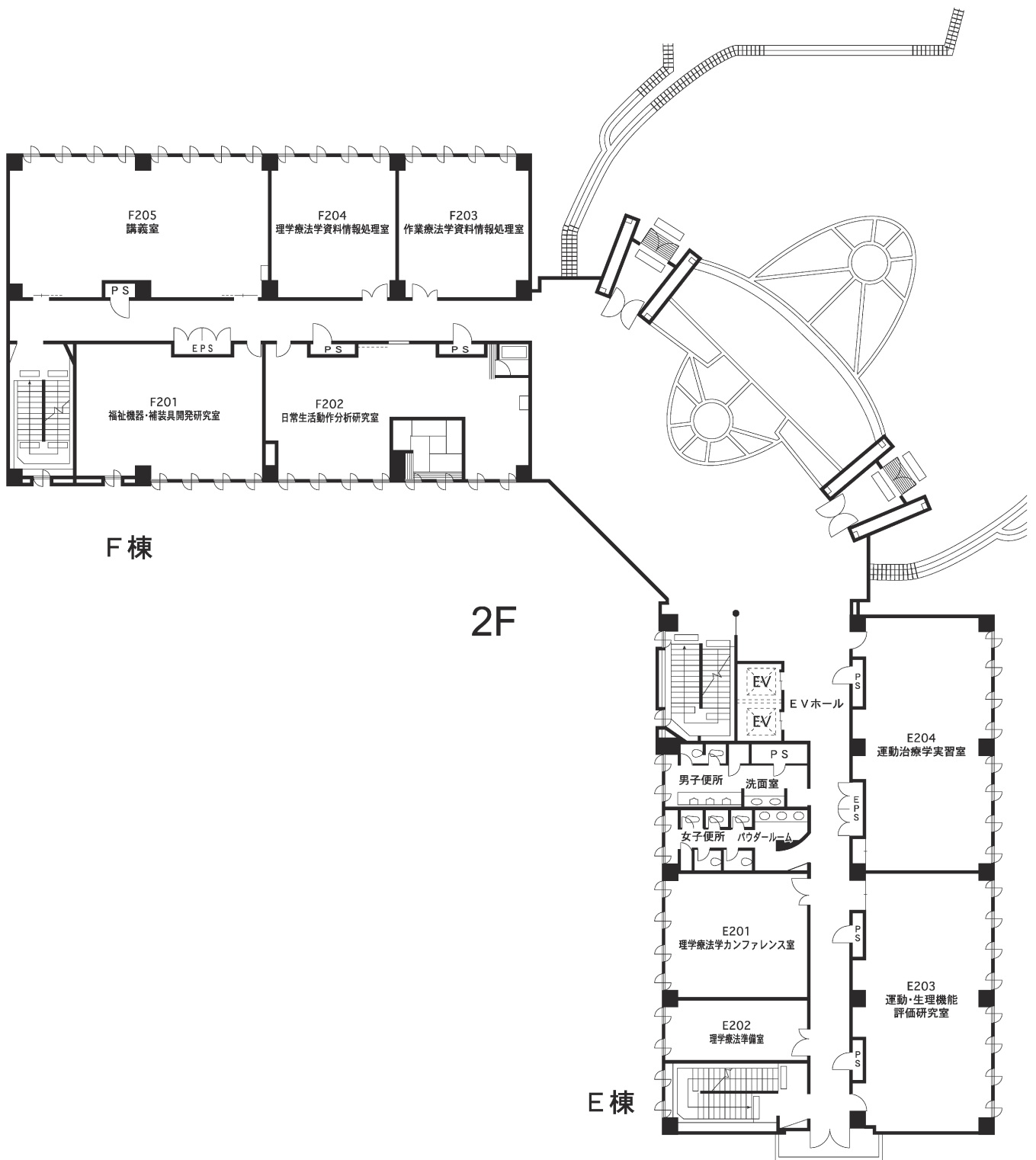
6F

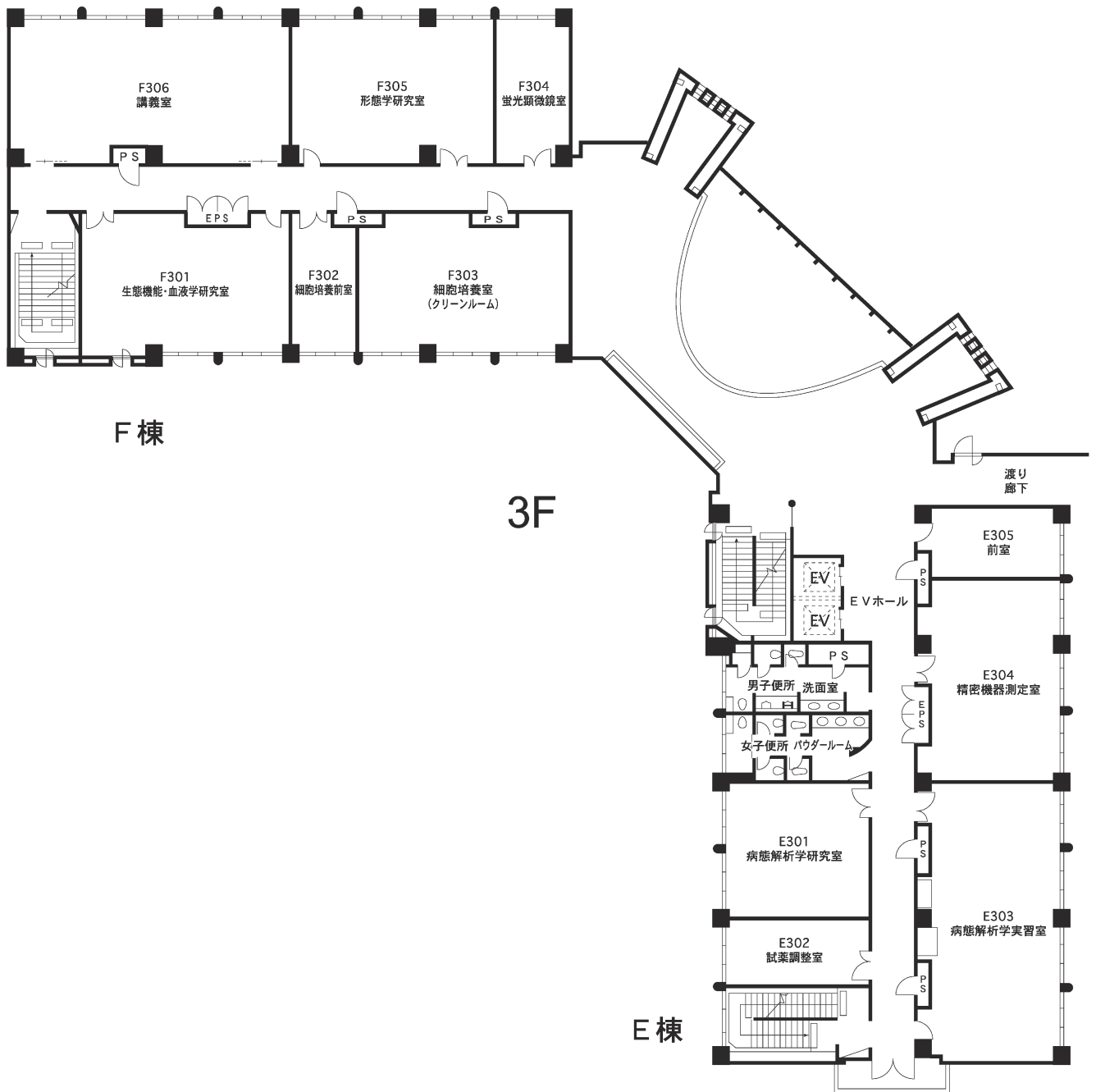
C棟

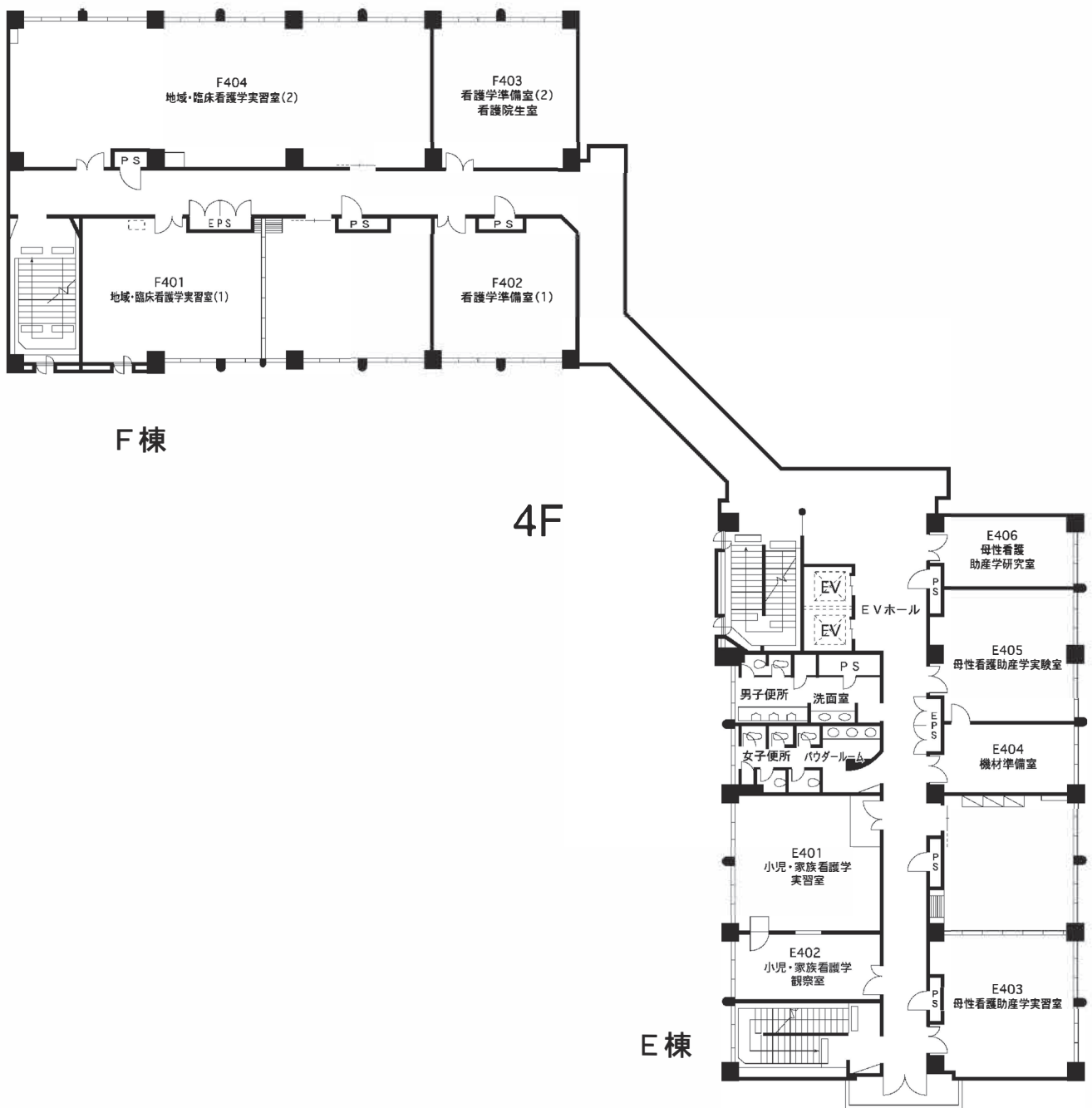
C605 病理学実習室		C604 病理学研究室 細胞培養室		C603 研 究 生	C602 倉 庫	C601 大会議室	
C606 ス キ ル ラ ボ	C607 研究 室員	C608 研究 室員	C609 研究 室員	C610 研究 室員	C611 交 流 大		 便所 (女) (男)

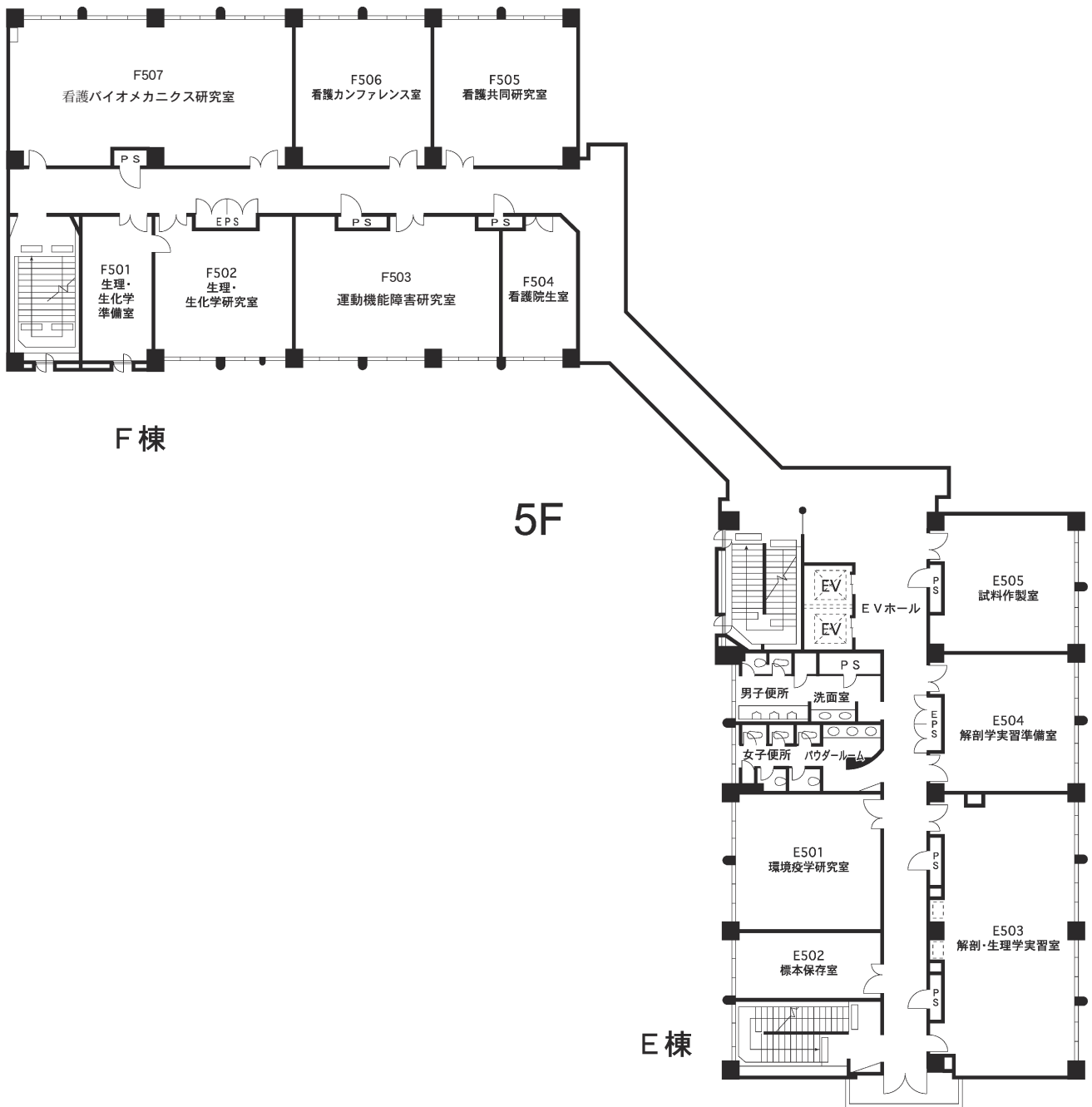
◎校舎平面図 (E・F棟)





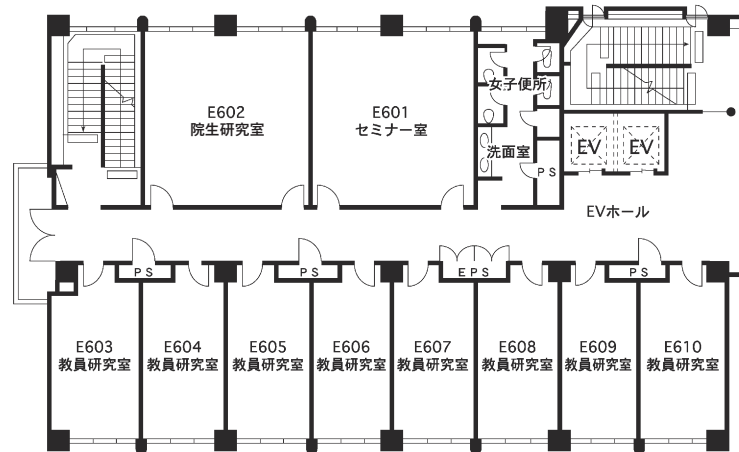






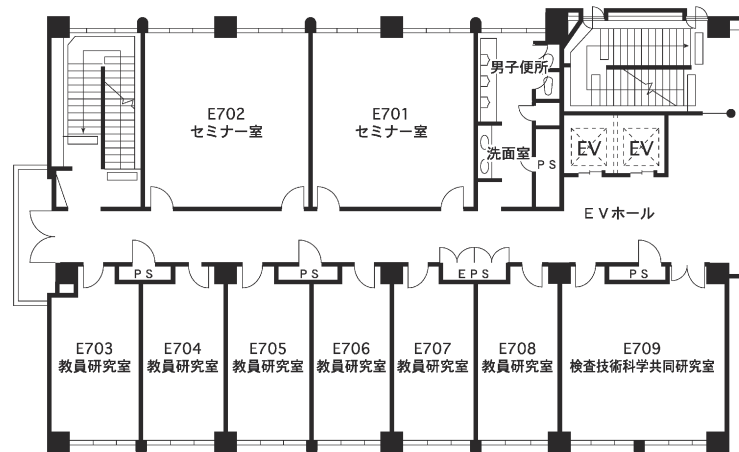
6F

E棟



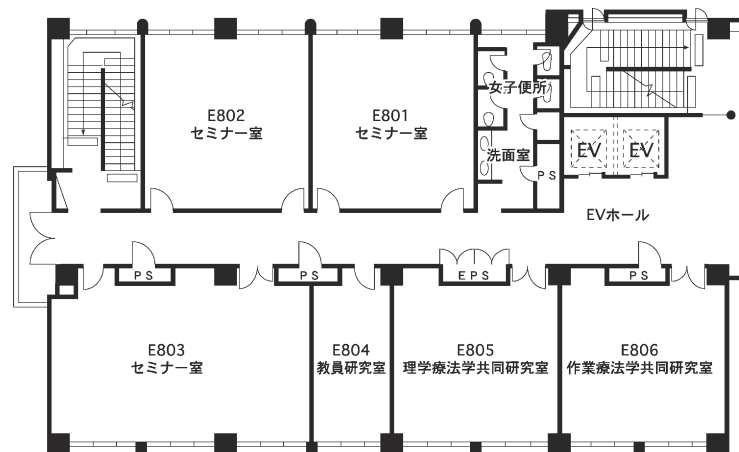
7F

E棟

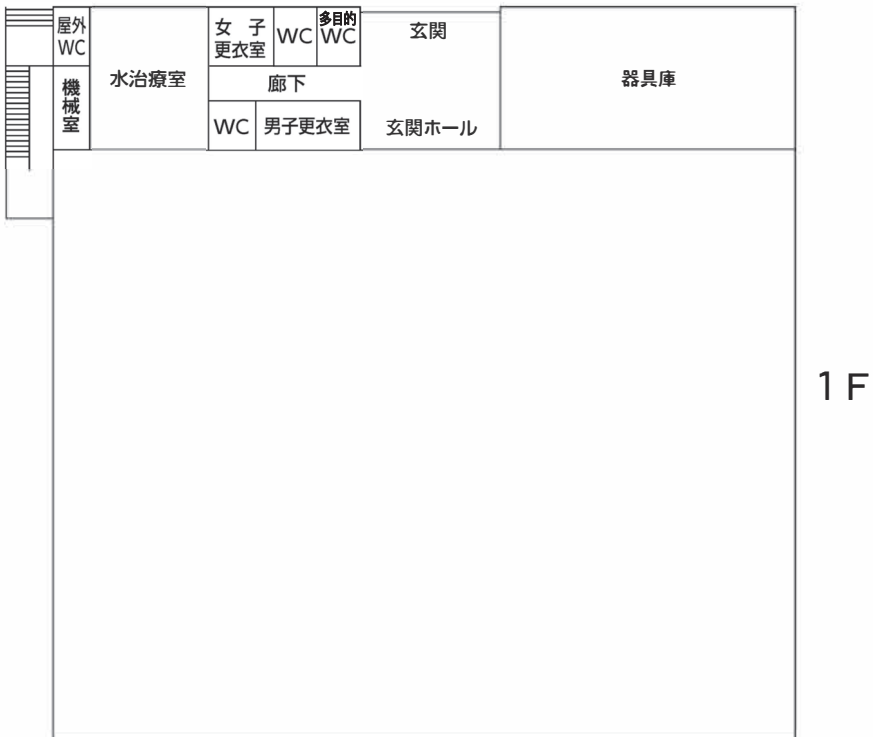
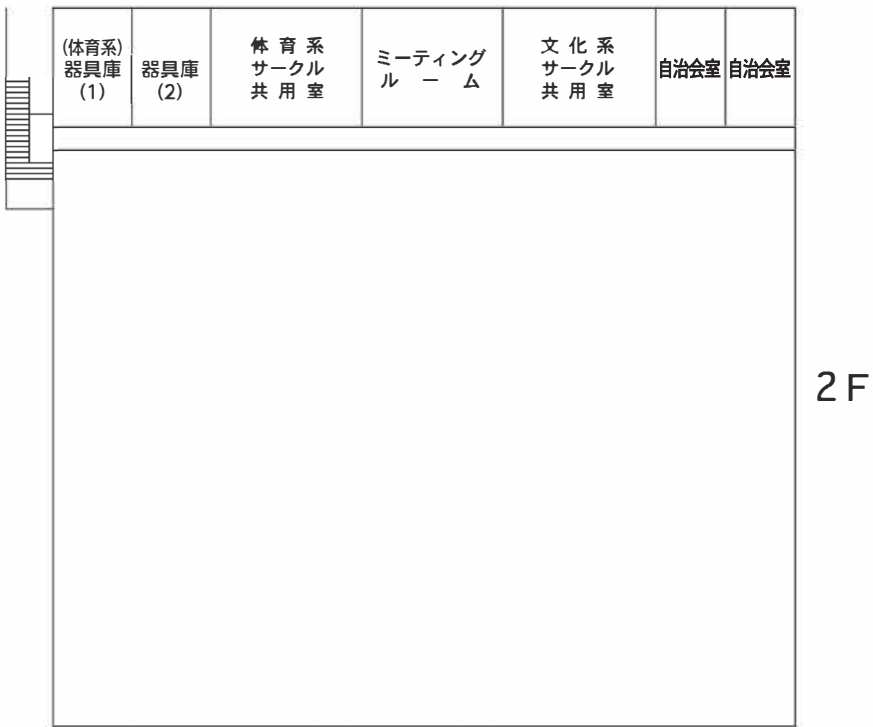


8F

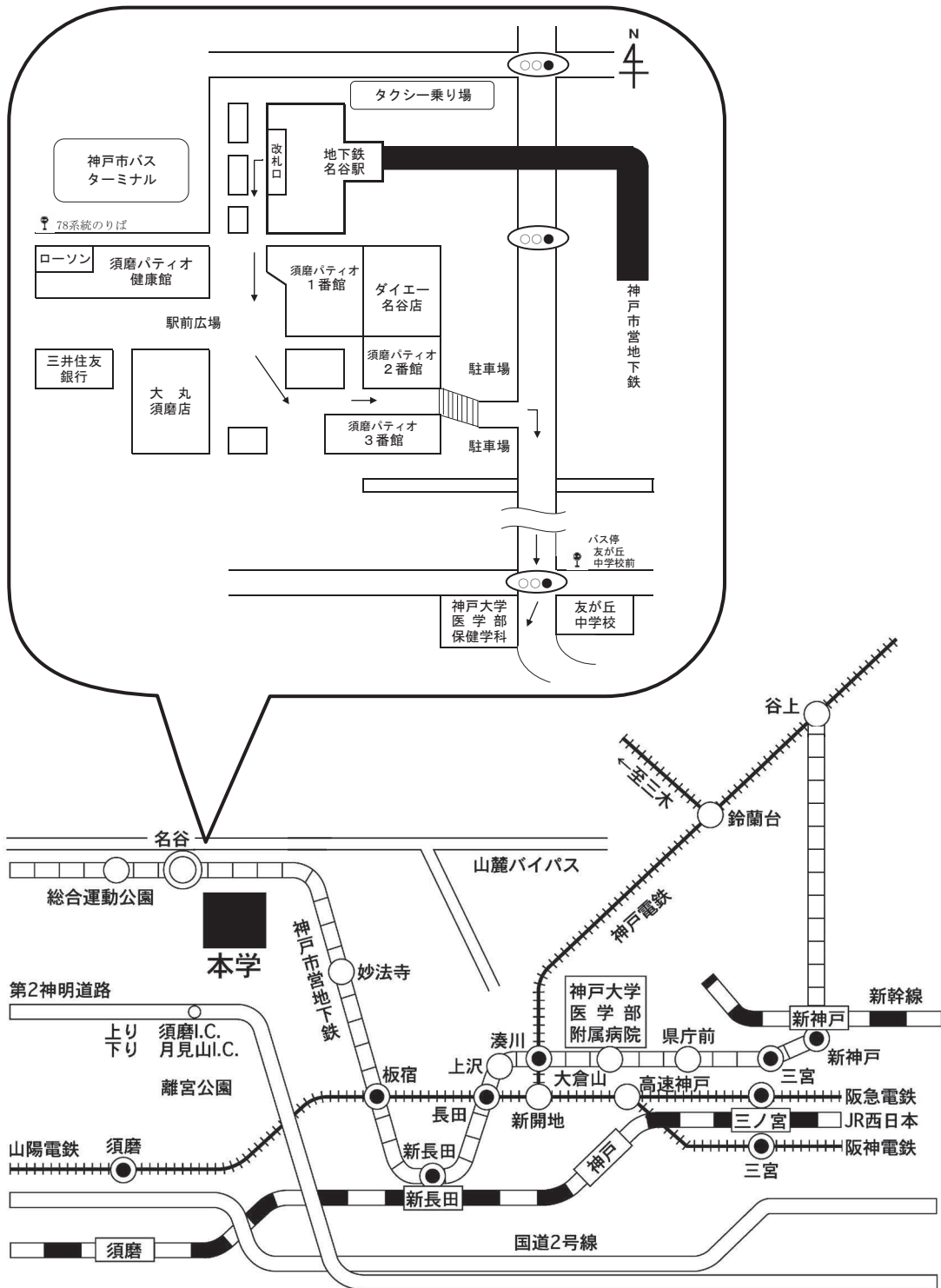
E棟



◎体育館平面図



◎神戸大学医学部保健学科への道順



利用交通機関

- ▶ 神戸市営地下鉄「名谷駅」下車、南へ徒歩約15分。
(神戸市営地下鉄「三宮駅」～「名谷駅」間約20分)
- ▶ 市バス・78系統「友が丘中学校前」下車徒歩3分。

◎印は他線との乗換え可能な駅を示す